

平成23年(ワ)第1291号,平成24年(ワ)第441号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤昭男 外621名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(2)

2012年12月28日

松山地方裁判所民事第2部 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司

### 原告ら訴訟復代理人

弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介

# 目 次

<b>第 1 総論</b>	<b>- 8 -</b>
<b>第 2 原発差止訴訟において、主張・立証責任に関する一般原則は修正されるべきであること</b>	<b>- 10 -</b>
1 はじめに	- 10 -
2 これまで安全審査が全く機能してこなかったこと及びそのような安全審査に基づく本件設置許可処分等が違法であること	- 10 -
(1) 国会事故調における寺坂・班目発言	- 10 -
(2) 国会事故調の報告書	- 12 -
(3) 「虜（とりこ）」の構造の具体例 - 保安院による秘密指示と安全委員会による追従	- 14 -
ア はじめに	- 14 -
イ 2006年4月保安院による秘密指示発覚	- 14 -
ウ 保安院文書の驚くべき内容	- 15 -
エ 保安院の脅しに屈して追従した安全委	- 16 -
オ 「虜（とりこ）」の構造	- 17 -
3 伊方最判が示す法の趣旨に照らし、主張・立証責任の分配に関する一般原則は修正されなければならないこと	- 17 -
(1) 伊方最判が示す法の趣旨	- 18 -
(2) 原発災害の特殊性	- 19 -
ア 4つの特殊性	- 19 -
イ コミュニティの破壊	- 19 -
ウ 被害の回復不能性	- 19 -

エ 被害の広範囲性	- 20 -
オ 被害の長期間性	- 21 -
カ 小括	- 21 -
(3) 伊方最判は、差止訴訟にも妥当する	- 22 -
(4) 立証責任の分配に関する一般原則は修正されなければならない	- 22 -
ア 一般原則を貫いた場合の矛盾	- 22 -
イ 原告らの主張	- 24 -
ウ 伊方最判調査官解説の問題点	- 24 -
(5) 被告が主張・立証すべき「安全性」の意義について	- 29 -
(6) 泊判決に関する付言	- 30 -
<b>4 法律要件分類説の実質的根拠に照らしても、主張・立証責任の分配に関する一般原則</b>	
<b>は修正されるべきであること</b>	<b>- 32 -</b>
(1) はじめに	- 32 -
(2) 正義の観点に照らした検討	- 32 -
ア 原発が本来的に危険性の高い施設であること	- 33 -
イ 許可制の趣旨及び安全審査の欺瞞性を踏まえて判断すべきこと	- 34 -
ウ 福島第一原発事故により、パラダイムシフトが起こったこと	- 36 -
オ 報償責任・危険責任の観点からも、被告に立証させるべきであること	- 38 -
カ 小括	- 39 -
(3) 公平の観点に照らした検討	- 39 -
ア 証明の難易について	- 39 -
イ 証拠との距離について	- 40 -
ウ 現状の尊重について	- 40 -
エ 小括	- 41 -
(4) 小括	- 41 -

5	まとめ	- 42 -
<b>第3</b>	<b>原告らの主張と同種裁判例の検討</b>	<b>- 43 -</b>
1	原告らの主張	- 43 -
2	志賀2号機一審判決	- 43 -
	(1) 本判決の内容	- 43 -
	(2) 本判決の評価	- 45 -
3	その他の公害関係裁判例	- 46 -
	(1) 徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分判決	- 47 -
	(2) 伊達火力発電所建設差止訴訟	- 47 -
	(3) 広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止仮処分判決	- 49 -
	(4) 原発訴訟においても公害関係裁判の規範はより一層妥当すること	- 49 -
4	原告らの主張のまとめ	- 50 -
<b>第4</b>	<b>従来原発差止裁判例の検討とその問題点</b>	<b>- 52 -</b>
1	はじめに	- 52 -
2	過去の原発差止裁判例における立証責任とその問題点	- 52 -
	(1) 女川一審判決	- 52 -
	(2) 志賀2号機控訴審判決	- 54 -
	(3) 浜岡一審判決	- 55 -
	ア 浜岡一審判決の内容	- 55 -
	イ 女川一審判決等との相違点及び問題点	- 56 -
	(4) 従来多くの裁判例の問題点	- 56 -
	ア 従来裁判例の多くが上述のような判断枠組みを用いてきた根拠	- 56 -

イ 調査官によるミスリーディング	- 57 -
ウ 従来の裁判例の多くはミスリーディングに依拠した不当な判断枠組みであること	- 57 -
(5) 小括	- 58 -
<b>3 「安全性」の意義に関する従来の裁判例とその問題点</b>	<b>- 58 -</b>
(1) 女川一審判決等の判断	- 58 -
(2) 「安全性」についての当てはめの問題点	- 60 -
(3) 「安全性」の意義そのものの問題点	- 64 -
(4) 「安全性」についての原告らの主張	- 67 -
ア 絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性	- 67 -
イ 安全性の意義に関する伊方調査官解説の問題点	- 68 -
ウ 絶対的安全性と解することは何ら社会通念に反しないこと	- 70 -
エ 絶対的安全性と解さなくても、原発は差し止められるべきであること	- 71 -
(5) 被告の主張に対する反論	- 72 -
(6) 「多重防護」による安全性確保対策を過信することは許されない	- 72 -
<b>4 まとめ</b>	<b>- 74 -</b>
<b>第5 予防科学訴訟と要件事実の観点から</b>	<b>- 76 -</b>
<b>第6 結語</b>	<b>- 76 -</b>

## 本書面における略語一覧

伊方最判	伊方原子力発電所に関する最高裁平成4年10月29日判決 (判時1441号37頁)
女川一審判決	女川原子力発電所に関する仙台地裁平成6年1月31日判決 (判タ850号169頁)
志賀1号機一審判決	志賀原子力発電所1号機に関する金沢地裁平成6年8月25日判決 (判タ872号95頁)
志賀1号機控訴審判決	志賀原子力発電所1号機に関する名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決 (判タ994号82頁。志賀一審判決の控訴審判決)
泊判決	泊原子力発電所に関する札幌地裁平成11年2月22日判決 (判時1676号3頁)
女川控訴審判決	女川原子力発電所に関する仙台高裁平成11年3月31日判決 (判時1680号46頁。女川一審判決の控訴審)
もんじゅ差止判決	高速増殖炉もんじゅの運転差止に関する福井地裁平成12年3月22日判決 (判タ1043号259頁)
志賀2号機一審判決	志賀原子力発電所2号機に関する金沢地裁平成18年3月24日判決 (判タ1277号317頁)
浜岡一審判決	浜岡原子力発電所に関する静岡地裁平成19年10月26日判決 (刊行物未掲載)
志賀2号機控訴審判決	志賀原子力発電所2号機に関する名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決 (判時2045号3頁。志賀2号機一審判決の控訴審判決)
保安院	経済産業省の一機関であり、資源エネルギー庁の特別の機関である原子力安全・保安院

安全委	内閣府の審議会等の一つである原子力安全委員会
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法に基づいて国会に設置された事故調査委員会
報告書	国会事故調が平成24年7月5日に国会に提出した福島第一原発事故の原因等について調査した結果の報告書
旧指針	旧耐震設計審査指針
新指針	安全委が平成18年9月19日に決定した発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針

## 第1 総論

人格権に対する侵害行為の差止を求める訴訟においては、一般に、差止請求権の存在を主張する者において、人格権が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることを主張・立証すべきとされている。

しかしながら、本件のように、原子炉施設の設置・運転差止訴訟に関しては、人格権侵害の具体的危険の主張・立証責任を上記一般原則どおりに考えるのは相当ではない。

すなわち、原子炉施設の設置・運転差止訴訟においては、後述する原子力発電所自体が持つ高度の危険性や事故の深刻さ等の特殊性、正義・公平の観点等に照らし、原告側が本件原子炉の安全性に欠ける点があることを具体的に指摘した場合に、立証責任を転換して、①被告側において、本件原発が安全であり、原告らの人格権を侵害する危険性のないことを、平明かつ合理的に立証する必要があると解すべきである。

そして、ここにいう「原発が安全である」とは、絶対的な安全性、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性が要求されるべきであり、このような安全性が立証されない限り、原告らの人格権を侵害する危険性がないとの立証は尽くされないと見るべきである。原発事故・被害においては、後述するように、コミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期間性という他の災害とは質的に異なる大きな特殊性があることに照らせば、そのような被害をもたらす苛酷事故は絶対に起こってはならないのであって、原発には、「周辺住民等の生命、身体、財産を侵害するような苛酷事故、あるいは許容限度を超える放射線被曝が、絶対に起こらない」という意味での絶対的安全性、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性が要求されるべきなのである。

また、仮に立証責任を転換することが認められないとしても、②原告側において、被告側の安全設計や安全管理の方法に不備があり、原子炉の運転により、原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程

度立証した場合には、原発事故・被害の特殊性や正義・公平の観点に照らし、被告側において、原告側が指摘する「許容限度を超える放射線被曝の危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して平明かつ合理的に反証を尽くすべきであり、これがなされない場合には、上記「許容限度を超える放射線被曝の危険」の存在が推認され、原告らの人格権が侵害される危険があるものとして、差止請求が認められるべきである。

本準備書面は、まず、本件において主張・立証責任の分配に関する一般原則が修正されるべきであり、原告らの主張①が妥当であることを論ずる（第2）。そして、仮に①が容れられないとしても、これに準ずる判断枠組みとして原告らの主張②が認められなければならないことを述べる（第3）ことを目的とする。

もともと、従来の原発差止裁判例においては、必ずしも①あるいは②のような判断枠組みは採用されてこなかった。そこで、本準備書面では、従来の裁判例が採用してきた判断枠組みについて詳細に検討してその問題点を指摘し、そのような判断枠組みが用いられてはならないことについても述べる（第4）。

また、近時、予防的科学訴訟における要件事実について、判例上、学説上、目覚ましい進展が見られているが、このような見地からも、従来の主張・立証責任論が見直されるべきであることについても述べる（第5）。

## 第2 原発差止訴訟において、主張・立証責任に関する一般原則は修正されるべきであること

### 1 はじめに

本項目（第2）では、冒頭第1に述べた人格権侵害の具体的危険についての主張・立証責任の分配に関する一般原則が修正されなければならないことについて、これまで安全審査が全く機能してこなかったこと、そのような安全審査に基づく本件設置許可処分等が違法であることを前提として、原発訴訟における最重要判例である伊方最判の趣旨、及び、主張・立証責任の分配に関する多数説である法律要件分類説の実質的な根拠に照らして検討を加えたうえで、冒頭①の主張が容れられるべきことについて述べる。

なお、伊方最判は、原子炉設置許可処分の取消に関する行政訴訟であって、そこで述べられた事項が直ちに民事訴訟である差止訴訟にも及ぶというわけではない。しかしながら、同判決で述べられている原発訴訟に対する視点、原発を巡る法規制の趣旨及び立法事実等は、行政法固有の問題ではなく原発を巡る法規制一般の問題であるから、差止訴訟においても何ら異なるものではない。したがって、同判決の考え方は本件にも妥当し、立証責任の分配を論ずるに際しても、十分に踏まえられなければならない。

以下、はじめに、前提として、これまで安全審査が全く機能してこなかったこと及びそのような安全審査に基づく伊方原発設置許可処分等が違法であることに触れ（2項）、その後、伊方最判の趣旨（3項）及び法律要件分類説の実質的根拠について論を展開する（4項）。

### 2 これまで安全審査が全く機能してこなかったこと及びそのような安全審査に基づく伊方原発設置許可処分等が違法であること

#### (1) 国会事故調における寺坂・班目発言

ア 国による安全審査が、これまで全くその機能を果たしてこなかったこと

は、国の機関自体が認めている、公知の事実とすら呼べる事実である。

イ 伊方最判においては、具体的審査基準が不合理であるか、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるような場合には、設置許可等の行政処分は違法となるとされている。

これに対して、まず、安全審査の主体である保安院の前院長である寺坂信昭氏は、国会事故調（平成24年2月15日開催）において、「『日本では（原発事故は）起こらないのではないか』と検討が十分に進んでこなかった」「技術的に『こうだ』と、電力会社に対し自信を持って判断が行われたかどうか。その力が知識から生じるとすれば、（それが、福島第一原発事故の）背景といえるかも知れない」（下線及び括弧内の語句の補足は加筆したもの。以下、特に断りのない限り同じ。）などと、保安院が安全に対する検討を進めてこなかったこと、電力会社からの申請に対して、自信をもって安全かどうかを判断する能力がなかったことを認め、伊方最判にいう、保安院がこれまで関与してきた原発の設置・運転に係る安全審査の調査審議及び判断の過程に、看過し難い過誤、欠落があったことを自認している。

ウ 次に、安全審査をチェックする機関たる安全委委員長の班目春樹氏は、同じ国会事故調において、「日本の安全基準は護送船団方式。一番低い基準を電力会社が提案し、規制当局がこれを飲んでしまう」「基準が出ると今度は『国がお墨付きを与えているんだから』と、電力事業者が安全を向上させる努力をしなくなる。そういう悪循環に陥っていた」「（日本の安全審査指針類は）国際安全基準に全く追いついていない」「なぜか日本では、それ（安全基準を高めること）はしなくてもいいか、という言い訳づくりばかりやって、真面目に対応してこなかった」などと、安全性をチェックする機能を全く果たしてこなかったことを自認している。

伊方最判に即して言えば，具体的審査基準が不合理であり，かつ，安全委がこれまで関与してきた原発の設置・運転に係る安全審査の調査審議及び判断の過程に，看過し難い過誤，欠落があったことを認めている。

エ これらの発言は，直接的には福島第一原発事故に関するものであるが，いずれも保安院あるいは安全委の体質，さらには審査基準及び安全審査に通底する発言であり，その趣旨からすれば，福島第一原発に限定されたものではなく，本件においても当然に妥当する。

そうすると，国が，伊方原発設置許可処分等を行うにあたっては，被告に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり，かつ，原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること（炉規法24条1項3号），並びに，原子炉施設の位置，構造及び設備に，災害の防止上支障がないこと（同項4号）について，具体的審査基準が不合理で，かつ，安全審査の調査審議及び判断の過程に，看過し難い過誤，欠落があったことは明白というほかなく，伊方原発設置許可処分等は少なくとも上記法律に反して違法であることもまた，異論の余地のないものというほかない。

## (2) 国会事故調の報告書

ア 本年7月5日，国会事故調は，約700ページにも及ぶ報告書(甲10)をまとめて国会に提出した。

本報告書は，福島原発事故に関するものではあるが，そこで述べられた事故の原因は，本件においても十分に妥当する部分がある。

イ 国会事故調は，福島原発事故の根源的な原因は，東北地方太平洋沖地震ではなく，それ以前に求められるとしたうえで，以下のとおり述べている。

すなわち、「当委員会の調査によれば、3. 1 1時点において、福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保証がない、脆弱な状態であったと推定される。地震・津波による被災の可能性、自然現象を起因とするシビアアクシデント（苛酷事故）への対策、大量の放射能の放出が考えられる場合の住民の安全保護等、事業者である東電及び規制当局である安全委員会、保安院、また原子力推進行政当局である経産省が、それまでに当然備えておくべきこと、実施すべきことをしていなかった。」

「今回の事故は、これまで何回も対策を打つ機会があったにもかかわらず、歴代の規制当局及び東電経営陣が、それぞれ意図的な先送り、不作為、あるいは自己の組織に都合の良い判断を行うことによって、安全対策が取られないまま3. 1 1を迎えたことで発生したものであった。」

「本来原子力安全規制の対象となるべきであった東電は、市場原理が働かない中で、情報の優位性を武器に電気事業連合会等を通じて歴代の規制当局に規制の先送りあるいは基準の軟化等に向け強く圧力をかけてきた。この圧力の源泉は、電気事業の監督官庁でもある原子力政策推進の経産省との密接な関係であり、経産省の一部である保安院との関係はその大きな枠組みの中で位置付けられていた。規制当局は、事業者への情報の偏在、自身の組織優先の姿勢等から、事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」「訴訟対応で求められる無謬性」を後押しすることとなった。このように歴代の規制当局と東電との関係においては、規制する立場とされる立場の「逆転関係」が起き、規制当局は電気事業者の「虜（とりこ）」となっていた。その結果、原子力安全についての監視・監督機能が崩壊していたと見ることができる。」と。

ウ この報告によれば、福島第一原発事故の根源的な原因は、いわゆる「原

子カムラ」と呼ばれる事業者，推進当局及び規制当局の関係・構造そのものにあるということになり，これまで日本における原発の安全審査，監視・監督機能は，この「虜（とりこ）」の構造の中で，全くその機能を果たしてこなかったことが明確に示されている。

そうであるならば，福島第一原発と同じくこのような「虜」の構造の中で設置計画が進められ，設置許可処分等がなされた伊方原発においても，規制当局による安全性確保のための審査が全く機能しておらず，そのために，炉規法24条1項3号及び4号の要件を充たしていないにもかかわらず本件設置許可処分等がなされたことは，もはや議論の余地すらない明白な事実というほかない。

### (3) 「虜（とりこ）」の構造の具体例 - 保安院による秘密指示と安全委員会による追従

#### ア はじめに

規制当局が事業者，推進当局の「虜（とりこ）」となっている構造にあったこと，そのために，規制当局がこれまで全くその機能を果たしてこなかったことについては，以上の指摘から十分に明らかになっていると思われるが，このことを如実に表している具体例を一つだけ指摘することとする。

#### イ 2006年4月保安院による秘密指示発覚

本年5月17日，保安院が，平成18年4月に，安全委に対して，旧指針に基づいて建設された原発について，安全性に問題がないと表明するよう要求していたことが発覚した。

新指針制定への動きは，平成13年に遡るが，安全委が最終的に新指針を定めたのは，平成18年9月であった。この新指針の策定に先立つ平成18年3月24日，後記第3の2で詳述するように，金沢地裁の井

戸謙一裁判長は、志賀原発2号機の運転差止を認める判決を下した。判決では、旧指針の不備が指摘され、被告国は、指針の改定論議を打ち切り、急いで指針の改定を行うこととなった。

## ウ 保安院文書の驚くべき内容

保安院名義の文書は、「『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』改訂に向けて注意すべき点」と題するもので、上記志賀2号機一審判決によって北陸電力が敗訴したことによる影響が、全国の原発に広がるのが問題とされていた時期である平成18年4月に、安全委に対して提出されたものである。

文書は、安全委に対して、旧指針が炉規法の許可要件である「災害の防止上支障がない」（炉規法24条1項4号）という審査基準として不合理になったことを意味するものではないことを明示する必要がある、ということ并要求するものである。このような表明がないと、「現在の知見に照らせば、4号要件を満たしていないものであるとの批判が立地自治体やマスコミ等においても厳しくなり、これへの確たる反論ができない既設原子炉は、事実上運転停止を余儀なくされる」、国会でもこのような原発建設を認めた「行政庁・安全委の見解・責任を厳しく追及されることは必定」などとし、原発訴訟では「特段の立証活動なしには到底敗訴を免れない」としている。

この文書が国会対策と訴訟対策のために出されたものであることは明らかである。安全委の有識者は「たびたび証人として出廷を強いられる事態」も発生しうるなどと、安全委の委員を威迫し、対応を強要するように受け取れる内容となっているのである。

## エ 保安院の脅しに屈して追従した安全委

その後、安全委は、平成18年9月19日に新指針を決定するとともに、同日付でその後に実施されることとなるバックチェックの法的な位置付けについて、「『耐震設計審査指針』の改訂を機に実施を要望する既設の発電用原子炉施設等に関する耐震安全性の確認について」と題する委員会決定を行った。

安全委は、この中で、「今般改訂等がなされた『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』をはじめとする原子力施設の耐震安全性に関する記述を含む安全審査指針類については、今後の安全審査等に用いることを第一義的な目的としており、指針類の改訂等がなされたからといって、既設の原子力施設の耐震設計方針に関する安全審査のやり直しを必要とするものでもなければ、個別の原子炉施設の設置許可又は各種の事業許可等を無効とするものでもない。すなわち、上述の既設の原子力施設に関する耐震安全性の確認は、あくまでも法令に基づく規制行為の外側で、原子炉設置者等の原子力事業者が自主的に実施すべき活動として位置づけられるべきであるものの、当委員会としては、既設の原子力施設の耐震安全性の一層の向上に資する観点から、行政庁による対応について、その着実な実施を特に求めるものである。」との見解を示した。

このような見解は、安全委が事業者からの圧力等を背景とした保安院の脅しに屈し、伊方最判の論理を全面的に否定した誤ったものであった。伊方最判では、現在（最新）の科学技術水準に照らして審査基準に不合理な点がある場合には、行政処分は取り消されると判示されている。これは、原発においては、その特殊性、危険性に鑑みて、絶えず最新の科学技術水準に照らしたチェックが必要であることを述べたものであり、志賀2号機一審判決において旧指針の不合理性が認められ、新指針が策定された以上、既設原子炉についても新指針によるチェックが必要不可欠となるはずであ

る。にもかかわらず，新指針の適用範囲を新設原子炉に限定するという安全委の見解は，この伊方最判の論理と正面から矛盾するのである。

また，「法令に基づく規制行為の外側」との論理も，到底承認し得るものではない。後記3で詳述するように，法は，原発のもつ本来的な危険性を重視して，深刻な災害が万が一にも起こらないようにするために諸規制を行っているのであって，法令に基づく規制行為の中で絶対的，あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性が確保されなければならないはずである。

このような論理を展開すること自体，被告国が，法令に基づく規制行為だけでは，原子炉の十分な安全性が保たれないことを自認しているものと言わなければならない。

#### オ 「虜（とりこ）」の構造

このように，安全委は，保安院からの脅しに屈し，自らの制定した新指針が既設の原子炉を拘束する規範であることを自ら否定してしまった。ここにも被告らの主張するダブルチェックがいかにも欺瞞に満ちたものであるかが表れている。保安院及び安全委には，規制機関としての資格も能力もないことがまたしても明白となったというほかない。

これが，まさに報告書が述べる「虜（とりこ）」の構造があったことを示す一例であり，規制当局が，事業者の主張する「既設炉の稼働の維持」や「訴訟対応で求められる無謬性」を後押ししていたこと，規制当局による監視・監督体制が崩壊していたことは，明々白々というほかない。

### 3 伊方最判が示す法の趣旨に照らし，主張・立証責任の分配に関する一般原則は修正されなければならないこと

## (1) 伊方最判が示す法の趣旨

上記のような前提を踏まえたうえで、伊方最判について詳しくみると、伊方最判は、炉規法23条1項が、原子炉の設置に当たって、内閣総理大臣（現行法上は、発電用原子炉について経産大臣。以下同じ）の許可を得なければならないものと定め、内閣総理大臣は、同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず（同条1項）、右許可にあたっては、あらかじめ安全委の意見を聴き、これを尊重してしなければならないとされている（同条2項）ことを踏まえ、その趣旨について、次のように判示している。

すなわち、「右のように定められた趣旨は、原子炉が核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染する等、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにある」と。

つまり、伊方最判によれば、原子炉の設置について許可制が採用されていることを始め、原発の設置・運転に関連して、様々な法規制が用意されている趣旨は、原子炉による深刻な災害が、万が一にも起こらないようにするためであるということになる。

## (2) 原発災害の特殊性

### ア 4つの特殊性

伊方最判のこのような判断は、原発を巡る法規制の趣旨に関する判断部分であり、その背景にある立法事実として、i 原発がその稼働によってその内部に多量の有害物質を発生させるものであること、原子炉設置者が技術的能力を欠いたり、原子炉施設の安全性が確保されなかったりした場合には、ii 周辺住民等の生命、身体等に重大な危害を与え、周辺環境を汚染する等の深刻な災害を引き起こすおそれがあること、の2点を前提としている。そして、そのような深刻な災害が万が一にも起こらないようにすることが法の趣旨であると判示しているのである。

このうち、特にiiの点について敷衍すると、原告らが冒頭に示した原発災害の4つの大きな特殊性を挙げることができる。

### イ コミュニティの破壊

1つ目は、「コミュニティの破壊」である。原発災害による被害が、周辺の広大な範囲の環境を汚染することにより、地域の社会、生活、コミュニティそのものを根底から破壊するものであることは、福島第一原発事故の例を見ても明らかである。そして、いったん破壊されたコミュニティは、それを回復するのが不可能あるいは著しく困難であることは言うを俟たない。当然ながら金銭的な賠償にもなじまず、事後的な救済はほとんど不可能と言ってよい。

### ウ 被害の回復不能性

2つ目は、「被害の回復不能性」である。

放射線による障害は、臨床医学的分類に従えば、身体的影響と遺伝的影響

響に分類することができ、身体的影響についてはさらに、大量に放射線被曝した場合に現れる急性放射性症候群といった早発性障害と、胎児への悪影響やがんの発生リスクを高めるといった晩発性障害に分けることができる。

これらの障害は、いったん障害が生じれば治癒することはなく、事後的に被害を回復することが不可能な障害である。例えば、放射線障害には、遺伝的影響、すなわち遺伝子を傷つけて異常を生じさせるという特徴があるが、いったん傷ついた遺伝子は現在の医学では治癒する方法がない。この意味で、放射性による障害は回復不能なものと言うことができる。

また、原発災害によって生じる損害は、福島第一原発事故で明らかなように、到底電力会社一企業や電力会社間の保険などで賠償しきれるものではなく、国でさえ賠償しきれるものではない、という意味においても、原発災害による被害は回復不能と言わなければならない。

現に、福島第一原発事故の損害賠償は遅々として進んでいないし、著しく不十分な賠償しかされていない。実際に周辺住民らが被った損害をすべて賠償することなど不可能だからである。また、前述した放射線による晩発性障害の一つに、発がんリスクを高めるというものがあるが、これはあくまでも確率的な影響であり、被曝者が100%発病するわけではないため、数十年後にがん罹患したとしても、事後的に因果関係や損害等の立証が困難となる。そのため、そもそも立証の壁に阻まれて、全く損害賠償を受けられないという事態すら予想される。

このように、原発災害によって生じる損害は、全く事後的な救済になじまない、事後的には回復不能な損害であると言わざるを得ない。

## エ 被害の広範囲性

3つ目として、「被害の広範囲性」が挙げられる。福島第一原発事故でも

明らかのように、放射線による被害は、我が国の国土に止まらず、大気汚染及び海洋汚染等によって地球規模の広範囲に及ぶ。そして、大気中の放射性物質は、雨に混ざって局地的な高濃度汚染地域（ホットスポット）を形成する。この場所は、事前には予測が困難であり、原発からかなりの距離を隔てた場所であっても、高濃度汚染が起こり得る。

## オ 被害の長期間性

4つ目は、「被害の長期間性」である。福島第一原発の事故で問題となっているセシウムの半減期は30年であるが、伊方3号炉は、ウランとプルトニウムの混合酸化物（MOX）燃料を用いており、プルトニウムの半減期は約2万4000年である。半減期はあくまでも半減期であって、半減期が来ると消滅するわけではない。このようなことに照らせば、万が一にも本件原子炉において苛酷事故等が発生し、セシウムやプルトニウムが周辺地域に飛散することになれば、周辺地域は半永久的に放射能に汚染された状態となってしまう。

また、人体に対しても、放射線被曝により奇形の出生率が増加するなど、将来世代にまで影響が及ぶ。

## カ 小括

このように、原発災害には、他の災害には見られない被害の特殊性が存在する。そして、これらの特殊性に照らせば、原発災害による被害が、事後的な救済が不能あるいは極めて困難であることは明白であり、このような甚大かつ回復不能な被害が生じるからこそ、伊方最判は、「災害が万が一にも起こらないようにする」と、安全側に立った厳格な事前規制の必要性を強調する判示をしたのである。

### (3) 伊方最判は、差止訴訟にも妥当する

伊方最判は原子炉の設置許可処分という行政処分の取消に関する訴訟ではあるものの、「原子炉設置許可処分についての取消訴訟においては、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議および判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」と判示した。原告らは、これを伊方最判の「主張・立証責任原則」というが、この「主張・立証責任原則」は、「資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮」したものであるところ、その理は本件において被告が資料をすべて保持していることと変わりなく、また、「など」の中には専門的知識を被告側が有していることが含まれると解されるところ、この点においても同様に変わらないことから、本件差止訴訟においても、当然この「主張・立証責任原則」が妥当する。

### (4) 立証責任の分配に関する一般原則は修正されなければならない

#### ア 一般原則を貫いた場合の矛盾

立証責任の分配に関する一般原則を貫いた場合、原告側が、上記具体的危険性についての立証に成功せず、裁判所においてノン・リケット、すなわち、真偽不明との心証に至った場合、原告側が敗訴し、原子炉施設はそのまま運転されることとなる。

しかしながら、具体的危険性について立証に成功しない「真偽不明」と

いう状態は、むろん原子炉施設が安全だということと同義ではない。原子炉施設が安全かどうかについては、文字どおり真偽不明、分からない状態ということの意味する。原子炉施設が安全かどうか分からないまま運転されれば、当然ながら、原子炉による放射線被曝等の災害が「方が一にも起こらない」とは到底言えないのであって、主張・立証責任の分配に関する一般原則を前提とする限り、伊方最判の示す原発を巡る法規制の趣旨に明白に反するというほかない。

上記法規制の趣旨に適合するように立証責任の分配を考えるならば、「住民側が原子炉施設の具体的危険性を立証する」のではなく、「原子炉施設を運転しようとする側が当該施設の安全性を立証する」とし、事業者側がこのような立証に成功しない場合、すなわち、裁判所において原発が安全かどうかについて真偽不明との心証に至った場合には、安全性には疑問が残るということであるから、方が一にも原発災害が起こらないようにするために、原発の運転の差止が認められるものと解さなければならない。

上述したように、伊方最判においては、「原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断…（略）…に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきもの」と述べながらも、「被告行政庁の側において、まず、…（略）…被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」として、実質的には被告側に立証責任を認めた判断基準を提示している。

伊方最判がこのような判断基準を用いた趣旨は、前述した原発の危険性、その被害の特殊性等に照らし、方が一にも放射線被曝等の災害を起こしてはならない、という価値判断、あるいは公平の観点に基づくものであり、これは差止訴訟においても基本的に妥当するものである。

## イ 原告らの主張

これに加え、前記2で述べたように、これまで安全審査が全く機能してこなかったこと及び本件設置許可処分等が違法であり、何ら本件原子炉の安全性を担保できるものではないことも踏まえると、本件においては、次のような判断枠組みが用いられるべきである。

すなわち、人格権侵害に基づく原子炉施設の設置・運転差止訴訟においては、主張・立証責任の分配に関する一般原則は修正されなければならない、立証責任を転換して、原告側が当該原子炉の安全性に問題があることについて争点提示的に主張した場合には、被告側においてそのような指摘にもかかわらず原子炉施設が安全であること、原告らの人格権を侵害する危険性がないことについて平明かつ合理的に立証を尽くさなければ、原発の設置・運転は差し止められるべきである。

なお、被告側の主張・立証に「平明さ」、分かり易さが求められることは、原発訴訟に限ったことではなく民事訴訟において当然の事柄であるが、公害訴訟など、科学技術の利用によって多くの周辺住民側の生命、身体、健康が害されるおそれのあるケースにおいて特に強く求められるべきものであって、後述する原告らの主張に一貫して共通する点である。

以下、特に断りのない限り、被告側の立証には「平明さ」が要求されるべきと考える（後述する広島市ゴミ埋立処理場建設差止仮処分判決（第3の3(3)）には、明示的に「平明さ」が要求されている）。

## ウ 伊方最判調査官解説の問題点

(ア) なお、伊方最判の調査官解説は、前述した立証責任に関する伊方最判の趣旨について、まず、過去の下級審判例を3つ挙げたうえで、その趣

旨を次のようなものであると解し、伊方最判もこのような下級審判例の趣旨と基本的には同様の見地に立ったものである、と解説している（最高裁判所判例解説民事編平成4年度424～427頁）。

すなわち、「客観的主張立証責任の問題としては、被告行政庁の専門技術的な裁量的判断に逸脱・濫用があることにつき、原告が主張立証責任を負担するものというべきであるが、前記のとおり、専門技術的裁量は、政治的、政策的裁量とは、その内容、裁量が認められる事項・範囲が相当異なり、政治的、政策的裁量と比較して、裁量の幅は狭いものであること、また、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していること（証拠の偏在）を考慮し、当事者間の公平の見地から、専門技術的な裁量判断の適否が争われる取消訴訟においては、まず、被告行政庁の側において、その裁量的判断に不合理な点がないこと、すなわち、その依拠した具体的審査基準及び当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした判断に一応の合理性があることを、右判断の根拠となった安全審査において用いた資料等により主張立証する必要があり（主張・立証の必要性）、被告行政庁において、右主張立証を尽くさない場合には、被告行政庁の専門技術的な裁量的判断に逸脱・濫用があることが事実上推認されることになる、というものと理解することができ」る、と（同426頁。この引用内の括弧内は原文のまま）。

(イ) しかし、このような理解は、次の2つの意味で明らかな誤りであり、伊方最判をミスリードしていると言わざるを得ない。

1つは、下級審判例の解釈である。

調査官が、上記のような趣旨であるとして挙げている下級審判例は、次の3つである。

1つは、「公平の見地から、安全性を争う側において行政庁の判断に不合理があるとする点を指摘し、行政庁においてその指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべきものとするのが妥当である」と判示した伊方最判の原審（高松高判昭和59年12月14日・判時1136号3頁）である（傍点筆者。以下同じ）。

2つ目は、「当該原子炉施設の安全性を肯認した被告行政庁の判断が、告示や各指針に適合し、処分当時の科学技術水準に照らして一定の基準に適合し、合理性を有しているかどうか司法判断の対象となるが、右合理性の立証は被告行政庁が負担する」とした福島地判（同庁昭和59年7月23日・判時1124号34頁）である。

3つ目は、「被告行政庁の裁量判断に一応の合理性が存することについては、まず、被告行政庁が主張立証すべきであり、そのうえで、右裁量判断に逸脱・濫用があることは、原告が主張立証すべきである」とした水戸地判（同庁昭和60年6月25日・判時1164号3頁）である（上記3つの裁判例につき、いずれも最高裁判所判例解説民事編平成4年度425頁から引用）。

しかし、これらのうち、1つ目の伊方最判の原審である高松高判は、「安全性を争う側において行政庁の判断に不合理があるとする点を指摘し」た場合に（立証ではない）、被告側が、「その指摘をも踏まえ自己の判断が不合理でないことを主張立証すべき」と述べているのであって、その評釈においても、「通説的見解では、裁量権の逸脱・濫用についてはそれを主張する側に立証責任があるということになるのであろうが、本判決はそのような見解をとらず、むしろ専門的知識を有するY側にその判断の合理性を立証させるべきものとしている」「専門技術的裁量性を認めながら、しかも司法審査を可能な限り全うしようとしている点にこそ、本判決の意図するところがあると見るべき」と述べられている（判

時1136号5頁)。そうすると、これはむしろ、争点提示的機能として原告が原子炉の安全性に問題があることを主張した場合に、立証責任を転換して、被告において当該原発が安全であることを立証すべきである、とする原告の主張に親和的な判例であり、調査官が指摘するような趣旨であると読み取ることにはできない。

また、2つ目の福島地判については、「本件原子炉の安全審査資料はすべて被告の保持するところであり、原告らに比べてその専門的知識等においても優位に立つと考えられること及び本件許可処分に瑕疵が存することによって生ずる虞れのある原告らの生命、身体等への影響の甚大さすなわち、右処分に係る保護法益の重大性等を考慮すると、右の合理性の立証は被告が負担すべきであると解するのが公平であり、条理上も妥当である。」と述べているのであって、これは、原発のもつ特殊性から立証責任を転換し、被告側が立証することを述べたもの、すなわち、原告の主張と親和的なものと解するのが自然であり、少なくとも調査官が述べるような趣旨と読み取ることには到底できない。

そうであるにもかかわらず、調査官は、「被告行政庁の裁量判断に「一応の合理性が存することについて、まず、被告行政庁が主張立証すべき」という水戸地判の判断を殊更に重視し、それがこれまでの下級審判例の趣旨であると断じることにより、被告側の立証を非常に緩やかに解する立場を正当化しているのである。これは、下級審判例の解釈を誤導しているというほかない。

(ウ) 調査官がした2つ目の誤りは、伊方最判の趣旨を、上記下級審判例の趣旨と基本的に同様であるとした点である。

前述のとおり、伊方最判は、取消訴訟において被告側が負うべき立証について、「被告行政庁の判断に不合理な点のないこと」としている。そ

して、被告側は、相当の根拠、資料に基づいてこのような「立証を尽くさな」ければならない、としている。この判決文を素直に読む限り、被告側が「不合理な点のないことの立証を尽くすかどうか」が判断の分かれ目であり、この立証が尽くされれば請求棄却判決となるし、この立証が尽くされず、真偽不明となれば請求認容判決となる、というように読み取れる。

つまり、伊方最判は、実質的に立証責任を転換させ、被告側に立証を要求していると見るべきであって、そうであるならば、端的に立証責任を転換すべきであるというのが原告らの主張なのである。

そうであるにもかかわらず、調査官は、行政庁の「判断に不合理な点のないこと、すなわち、…(略)…一応の合理性があることを…(略)…主張立証する必要がある」と言い換えているのである。

このような調査官の理解に従うと、被告側が、安全審査の判断に不合理な点がないことを主張立証したとしても、それはあくまでも「一応の合理性があること」を主張立証したに過ぎないから、それだけでは訴訟の決着はつかず、原告側が、「一応の合理性はあるように思われても、本来原子炉に求められる高度な安全性を確保できるほどの十分な合理性はないこと」を主張立証する必要がある、これに成功すれば請求認容判決が出るし、反対に、失敗すれば請求棄却判決が出ることになる。すなわち、真偽不明の負担は原告側が負うことになり、立証責任は原告側が負担することになるのである。

このような調査官の見解は、判決文にはない「一応の合理性」などという概念を持ち出した点、そして、真偽不明＝原発が安全かどうか分からない、との心証に至った場合に、請求が棄却され、原発の設置・運転が認められてしまう結果、「原子炉災害を万が一にも起こらないようにする」という伊方最判の示した法の趣旨に相反する点で、伊方最判を誤

って解説したものというほかない。

(エ) このように、伊方最判の調査官解説は、伊方最判の趣旨をミスリードした不当なものといわなければならない。伊方最判の趣旨は、前記第2の3(2)記載のとおり、原発災害のもつ、コミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期間性という特徴に着目して、万が一にもそのような災害が起こらないようにするために、実質的に立証責任の転換を図ったものと考えなければならないのである。

#### (5) 被告が主張・立証すべき「安全性」の意義について

ア では、被告が主張立証すべき原子炉の安全性とは、どの程度の安全性をいうのか、安全性の意義が問題となるので述べておく。

ここでも、伊方最判の示す法の趣旨から考える必要がある。伊方最判においては、上述のように、法の趣旨について、原子炉施設による放射線被曝等の災害が万が一にも起こらないようにするためであると判示されている。

イ これは、原子炉が、その稼働によって内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであること、原子炉施設の安全性が確保されないと、その周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染する等、回復し難い深刻な災害を引き起こすおそれがあることを踏まえ、万が一にも災害が起こってはならないということを意味している。

そして、このような災害によって我々が被る危害は、前記第2の3(2)で述べたとおり、コミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期性という極めて特殊な特徴を持つ、非常に深刻な被害なのである。

ウ 我々は、福島第一原発事故により、多くの犠牲を払って、原発による被害がどれほど悲惨なものであるかを学んだはずである。

そうであるならば、原子炉施設に求められる安全性とは、万が一にも過酷事故が起こらないようにするという意味で絶対的な安全性、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性を意味するというべきである。

エ なお、安全性の意義については、後記第4の3において、このような見解と異なる立場にも触れながら詳述する。

#### (6) 泊判決に関する付言

ア この点に関して、泊判決の判旨について付言しておきたい。

泊判決は、立証責任の分配の問題として、一次的には被告側に安全性に欠ける点のないことを立証させつつも、これを安易に認め、原告ら側に人格権侵害の具体的危険の存在について立証することを求め、この立証が十分ではないとして原告らの差止請求を退けた一方で、以下のようにも述べている。

すなわち、「原子力発電所は絶対に安全かと問われたとき、(裁判所は)これを肯定するだけの能力を持たない。原子力発電所がどれだけ安全確保対策を充実させたとしても、事故の可能性を完全に否定することはできないのであり、ひとたび重大な事故が起こった場合には、多量の放射性物質が環境へと放出されて取り返しのつかない結果を招くという抽象的な危険は、常に存在しているからである。原子力発電所周辺の住民だけでなく、国民の間でも、原子力発電の安全性に対する不安が払しょくされているとはいえない。

…（中略）…21世紀へ、そして人類の未来へ目を向けたとき、原子力発電がどのような意義を持つのか、…真剣に議論されるべき時期に差し掛かっている。…自分たちの子どもに何を残すのか。多方面からの議論を尽くし、英知を集めて、賢明な選択をしなければならない。」と。

イ 原発が絶対に安全かどうかは分からない、と率直に表白した裁判所の態度には一定の敬意を表すが、残念ながら、本判決は決定的な過ちを犯していると言わざるを得ない。原発が持つ危険性の大きさ、その被害の甚大さを踏まえれば、絶対に安全かどうか分からない以上、伊方最判の示した「災害が方が一にも起こらないようにするため」という法の趣旨に照らし、原発は差し止められなければならないのである。国民の間に議論が尽くされていないというのであれば、議論が尽くされ、原発が安全である、方が一にも災害は起こらない、ということが確認されて、初めて原発の設置・運転が許容されなければならないのであって、議論が尽くされるまでの間は原発の運転もやむを得ない、などという立論は、倒錯も甚だしいと言わなければならない。

ウ このような裁判所の態度には、原発の問題はエネルギー政策の問題であって、政策の問題に対して司法が口を挟むべきではない、という司法消極主義的な発想が垣間見える。

しかしながら、原発の問題は、エネルギー政策の問題である以前に、国民の生命・身体、さらには生活そのものに対する侵害の問題、人権の問題なのである。利便性や経済合理性（実際には原発にはこのような利便性や経済合理性すらないのであるが）を優先させる公権力によって、原発周辺住民だけでなく、日本全体が、甚大で、回復不能で、広範囲かつ長期間に及び途轍もない損害を被るおそれがあり、生命・身体が侵害される危険性

があるなど、まさに多数の国民の人権侵害を惹起する可能性の大きい本件においてこそ、司法が積極的に判断を行い、憲法に謳われた基本的人権の保障を実効たらしめなければならないはずである。

本件においては、泊判決のように、安全かどうか分からないにもかかわらず差止請求を棄却するといった過った判断は、絶対に繰り返されてはならない。

#### 4 法律要件分類説の実質的根拠に照らしても、主張・立証責任の分配に関する一般原則は修正されるべきであること

##### (1) はじめに

言うまでもなく、主張・立証責任の分配については、法律要件分類説が支配的な考え方であり、一般的に、差止訴訟においては、「差止」という法律効果の発生を求める原告ら側において、差止の要件が備わっていること、本件に即して言えば、人格権侵害の具体的危険が存すること等について立証責任を負うものとされる。

しかしながら、この分配の実質的根拠は、裁判の理想である正義・公平の実現にあるのであるから、原子炉施設の設置・運転の差止訴訟においても、どちらに立証責任を負わせることが裁判の理想である正義・公平の実現に適うのか、具体的に検討する必要がある。

##### (2) 正義の観点に照らした検討

実体的な正義に適った裁判であるためには、権利者が証明責任の壁に阻まれて権利を否認されたり、証明責任のゆえをもって義務者でもない者が義務を負わされたりする事態の発生を防ぐ必要がある。そのためには、蓋然性の考慮が重要となる。つまり、ある事実とその反対事実の蓋然性を比較して、蓋然性の低い事実（例外）を主張する者に証明責任を負わせるのが正義に適

うことになる（中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義（第2版）』有斐閣353頁以下）。

そこで、本件において、どのような事実が蓋然性の高い事実（原則的事実）であり、どのような事実が蓋然性の低い事実（例外的事実）であるのか検討する。

#### ア 原発が本来的に危険性の高い施設であること

伊方最判も述べるように、原子炉は、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉をコントロールするに足りる技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、周辺住民等の生命、身体、生活環境等に深刻な災害を引き起こすおそれがあるものである。

また、原発は、平常運転時においても一定の放射性物質を環境に放出することが避け難いうえ、放射線による被害には、「この数値以下であれば人体に影響が出ない」という<sup>しきいち</sup>閾値が存在せず、微量であっても人体には相応の危険がある。

さらに、使用済み燃料の処分方法が確立されていないという問題もある。使用済み燃料の処分方法がないということは、運転すればするほど、我々は、原子爆弾何千発分にも相当するような途轍もない量の危険物質を原子炉施設内（使用済み燃料プールを含む）や中間貯蔵施設等に貯め込まざるをえないことになる。平常運転時においてすら、処分方法もないままにこのような危険物質を大量に生み出して内部に蓄積させることにより、無責任にも将来世代に対して負の遺産を押し付けているのが、原発の現状である。

原子炉施設が、本来的・原則的にどれほど危険性の高い施設であるか、我々はチェルノブイリ原発事故やTMI原発事故、そしてなによりも福島

第一原発事故によって、多くの犠牲を払って学んだはずである。我々は、このような本来的に危険な施設を、高度な科学技術を用いてコントロールし、例外的に、その危険性を抑え込んでいるに過ぎない。

そうであるならば、「原子炉施設は本来的に危険なものであり、常に事故に至る危険性を孕んでいる」というのが蓋然性の高い原則的事実であり、これを安全である、と主張するのは、蓋然性の低い、例外的に許容される事柄であるといわなければならない。したがって、そのような例外的な事実を主張する事業者側において、「本件原子炉施設が安全であること」について立証責任を負うと考えるのが、正義に適う。

#### イ 許可制の趣旨及び安全審査の欺瞞性を踏まえて判断すべきこと

(ア) 差止請求における立証責任の分配に関する一般原則が、ある行為について、それを差し止める側に立証責任を負わせることとしている根拠の一つは、当該行為が本来的には自由なものであり（原則的事実）、他者の自由を制限しようとする、例外的事実を主張しようとする者に立証責任を負わせるのが正義に適うとの価値判断によるものであると考えられる。

しかしながら、原発を設置・運転するという行為は、本来的に自由に属する行為なのであろうか。

被告が支配しようとしている危険がいかに途轍もないものであって、原発の周辺においては広大な範囲に居住することすらできなくなるものであるか、遺伝子等を傷つけて回復不能な損害をもたらすものであるか、大気汚染・海洋汚染等を通じて我が国だけでなく諸外国にも放射性物質をまき散らして広範囲に被害を及ぼすものであるか、現在の世代だけでなく将来世代にわたって長期間甚大な被害をもたらすものであるかは、チェルノブイリ事故や福島第一原発事故によって公知の事実とすら呼べるほど明白な事柄となっている。

自由とは、その行動によって他者に危害を加えないこと、万が一にも何らかの危害を加えたとしても、それに対する責任を負い得ることを前提として成り立つものであり、被告はおろか、国にとっても、到底これほどの危険を負担できる能力がないことは、福島第一原発事故による損害賠償が遅々として進まず、また、十分な損害賠償が全くなされていない現状、さらには、原発周辺地域が再び人の住めるようになる目途が全く立っていない（全く被害を回復できていない）現状を見ても明らかである。

被告による本件原子炉の運転は、自らが責任を負い切れないほどのリスクを安易に背負って、非常に広範囲の他者に対して、甚大かつ回復不能な危害を加えかねない行為を行おうとするものであって、そこには事業者の本来的自由などは到底認められない。事業者側において、そのような危険性が絶無であり、絶対に苛酷事故が起こりえないということを立証しない限りは、原子炉の設置・運転は許容されるべきではない。

(イ) また、原子炉の設置・運転について許可制が採られた趣旨は、このように原発が本来的に非常に危険な施設であり、事業者の自由に委ねてはならないものであることから、これをいったん一般的・網羅的に禁止して、安全性が確保されているかどうか十分に検討を行ったうえで、これが確保されている場合に限り、例外的に設置・運転させるという点にある。

しかしながら、前記2記載のとおり、国による安全審査の欺瞞性、すなわち、安全審査を経たからといって、何ら原子炉の安全性が確保されるものではないことが明白となった。これは、上述の許可制の趣旨との関係で言えば、例外的に原発の設置・運転を許容する条件が存在しなかったことを意味している。

そうすると、仮に、原子炉の運転差止訴訟において立証責任を一般原則どおりに解し、事業者側が、問題となっている原子炉について、改めて十分に安全であることの立証を行わなくてもよいとするならば、事実上、何らの安全審査も経ず、何らの安全性の担保もないままに当該原子炉が設置・運転されるのに等しい状況となる。これでは、原子炉施設の設置について許可制とし、方が一にも放射線被曝等の災害が起これないよう、厳格な安全審査を求めた法の趣旨は、完全に没却され、著しく正義に反する結果となることは明白である。

- (ウ) このように、法が原子炉の設置・運転について許可制とした趣旨及びこれまでの安全審査が全く安全性を担保するものではなかったことに照らせば、「原子炉施設が安全である」というのは蓋然性の低い事実(例外)に当たり、「原子炉施設は危険である」というのが蓋然性の高い事実と考えるべきである。

したがって、「原子炉施設が安全である」という例外的な事実を主張する被告において、立証責任を負担するのが正義に適う。

#### ウ 福島第一原発事故により、パラダイムシフトが起こったこと

- (ア) 日本においては、これまで、いわゆる「安全神話」と呼ばれる、「日本の原発では、苛酷事故や周辺住民の生命・身体に害を与えるような大事故は起これない」という過信・妄信が存在した。しかしながら、福島第一原発事故を契機として、この安全神話がまさに「神話」に過ぎなかったこと、妄信に過ぎなかったことが白日の下に晒された。

福島第一原発事故により、原発は本来的に非常に危険な施設であること、そして、日本の原発においても(というよりも、地震・津波・火山大国たる日本の原発だからこそ)、その危険性は、容易に現実のものとな

り得ることが、国民の共通認識となった。福島第一原発事故を機に、これまでのように、「安全基準を充たしている、あるいは充たしていると判断されたから一応は安全なのだろう」という価値判断は、全く通用しなくなった。そして、生命と安全を絶対的に基礎に置いたエネルギーシステムを実現しなければならないことが、国民の共通認識になったといえる。

(イ) 政府が本年7月から8月にかけて、全国10都市にて開催した「エネルギー・環境の選択肢に関する意見聴取会」では、2030年までに原発依存度を「0」とする意見が70%を超えた。

(ウ) また、政府が新たなエネルギー政策の策定に向けて実施したパブリックコメント（意見公募）においても、寄せられた合計8万9124件の意見のうち、約7000件について分析したところ、その81.0%が「ただちに原発ゼロ」を支持し、「段階的にゼロ」という意見を寄せた8.6%とも併せると、約9割が原発ゼロを支持している、との分析結果も明らかになっている。これに対して、原発容認と支持は合わせて約4%にとどまっている。

(エ) さらに、朝日新聞が本年4月21、22日に行った大飯原発再稼働に関する世論調査では、再稼働に反対する者（近畿地方における割合が53%。以下同じ）が賛成（29%）を上回っている。そして、反対する者の中で最も大きな理由は、原発が「安全ではないから」（61%）となっている。他方で、賛成する者の中で、賛成の理由として原発が「安全だから」と答えた割合は4%に過ぎず、多くは「経済や雇用の面で必要だから」（57%）とか、「電力の安定供給のため」（35%）という理由

を挙げているに過ぎない。

また、「原子力発電所で大きな事故が起きる不安をどの程度感じるか」という問いに対しては、「大いに感じる」「ある程度感じる」と答えた人の割合の合計は85%にも達している。「政府が決めた暫定的な安全基準を信頼するか」という問いに対しては、「信頼しない」が6割を超えている。

(4) このような世論の状況や、これまでの安全基準・審査の実態も踏まえれば、これまでの価値基準が根本から革命的に転換（パラダイムシフト）したことは、もはや明白といえる（参考：植田和弘・梶山恵司編著『国民のためのエネルギー原論』日本経済新聞出版社13頁以下）。

そうであるならば、「安全基準を充たしているから一応は安全なのだろう」として、「原子炉施設は安全である」ということを蓋然性の高い事実と捉えることは、もはやできなくなったというべきである。原発は本来的に非常に危険な施設であるという原則に立ち戻り、「原子炉施設が安全である」ということは、蓋然性の低い例外的な事実であると言わなければならない。この点からも、「原子炉施設が安全である」という例外的な事実を主張しようとする事業者に立証責任を負担させるのが正義に適うといえる。

## エ 報償責任・危険責任の観点からも、被告に立証させるべきであること

また、上述のように原子炉施設は本来的に危険性の高い施設なのであるから、それによる利益を享受し（報償責任）、危険を支配している（危険責任）者において立証することとするのが、正義の観点に照らして妥当である。

電力会社は、発電施設の資産価値を電気料金に上乗せすることにより巨額の利益を得る仕組みになっており、被告もこの例外ではなく、運転による利益を享受しようとしている。また、原子炉を運転するのは当然ながら被告であって、その危険を支配しているともいえる。

このように、報償責任及び危険責任のいずれの点からも、被告に立証責任を負わせるのが、正義に適っているといえる。

## カ 小括

以上のとおり、原発が本来的に非常に危険な施設であること、許可制の趣旨及び安全審査の欺瞞性、福島第一原発事故によるパラダイムシフト等、いずれの観点に照らしても、「原子炉施設は危険である」というのが蓋然性の高い事実であり、「原子炉施設は安全である」というのは蓋然性の低い事実と言わざるを得ない。

これに加え、報償責任及び危険責任の観点も併せて考慮するならば、実体的正義に適った裁判であるためには、原発訴訟においては、蓋然性の低い事実を主張する事業者側において、「原子炉施設が安全であり、原告らの人格権を侵害するおそれがないこと」の立証が尽くされない限り、原子炉施設の運転の差止が認められなければならない。

### (3) 公平の観点に照らした検討

公平という観点からは、①証明の難易や②証拠との距離、③現状の尊重といった点を考慮して証明責任の負担を決めるべきこととなるので（前記『新民事訴訟法講義（第2版）』354頁）、以下、順次検討する。

#### ア 証明の難易について

「証明の難易」に関し、被告は、当然ながら、これまでも本件原子炉

について、万が一にも災害が起こらないようその安全性を検討してきていなければならないはずであるし、設置許可申請等各種手続を行う中で、本件原子炉施設が安全であるとして、相当な資料等を用いてその許可申請手続を経てきているものであるから、「本件原子炉が安全であるか否か」について立証しやすい立場にある。

一方、原告らは、本件原子炉施設の設置・運転差止を求めている一般住民であるところ、本件原子炉施設の構造機能について熟知しているのは住民側よりも事業者である。また、福島第一原発事故を見ても明らかなように、原子炉災害は瞬時に甚大な被害を引き起こすものであって、将来起こり得る事故について、事前に、原告側が、事故発生の可能性や危険性を概括的に予見・予測することは可能であるとしても、その発生の機序を具体的かつ詳細に特定・解明したうえでこれを立証することは、被告の立証の容易性に比して、酷と言わなければならない。

このように、被告が「本件原子炉が安全性であるか否か」を立証することの方が、原告らが「本件原子炉が危険であること」を立証することに比して、はるかに容易であることは明白である。

## イ 証拠との距離について

また、「証拠との距離」という観点でいえば、被告は、本件原子炉の安全性に関する資料をすべて保持している一方で、原告側が入手し得る資料はごく限られているから、被告の方が証拠に近い立場にある。

したがって、被告が立証責任を負う方が公平に資することもまた明白である。

## ウ 現状の尊重について

「現状の尊重」という観点に照らした場合、「現状」とは、本件原子炉設

置以前の状態であり、この環境・現状を変えようとしているのは事業者側である。

もともと、差止請求がされるのは、現実には原子炉が設置・運転され、あるいは設置・運転されつつある段階であることが多く、本件でも現に原子炉が設置されつつあることからすれば、「現状」とは、「原子炉施設が設置・運転され、あるいは設置・運転されつつある」という状態であって、これを差し止めようとしている側、すなわち、住民側が、その「現状」を変えようとしている、とも考えられないではない。

しかし、環境そのものに影響を与えるような大規模な危険施設の建設においては、「現状」とはそのような施設が設置・建設される以前の状態を指し、当該施設を設置・建設しようとする側（本件では被告）こそが環境を改変する行為を行う者である、という考え方は、公害訴訟をはじめとする環境法の分野においてはほとんど確立した考え方といってよい。第3の3で後述する公害関係の各種裁判例も、当然にこれを前提として立証責任の負担について修正を行っている。

そうすると、現状の尊重という観点に照らしても、事業者側が立証責任を負担するのが公平に資することになる。

## エ 小括

このように、証明の難易、証拠との距離、現状の尊重という、公平に関するいずれの観点に照らしても、事業者側、すなわち被告に、「原子炉施設が安全であり、住民の人格権を侵害するおそれがないこと」の立証責任を負わせるのが妥当ということになる。

## (4) 小括

以上のとおり、法律要件分類説の実質的根拠におけるいずれの観点に照ら

しても、本件のような人格権に基づく原子炉施設の運転差止訴訟においては、主張・立証責任の分配に関する一般原則を修正し、被告側に「本件原子炉施設が安全であり、原告らの人格権を侵害するおそれがないこと」の立証責任を負わせることが、正義・公平に照らして妥当ということになる。

## 5 まとめ

以上述べてきたとおり、「人格権に対する侵害行為の差止を求める訴訟において、差止請求権の存在を主張する者において、人格権が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることを主張立証すべき」という人格権侵害の具体的危険についての主張・立証責任の分配に関する一般原則は、本件のような原発訴訟においては、伊方最判の主張・立証責任原則、伊方最判が示す法の趣旨、及び、正義・公平の要請という立証責任論の実質的な根拠に基づいて修正され、立証責任の転換が認められるべきである。

本件に即していえば、被告に、「本件原子炉施設が万が一にも災害を発生させることがない安全なものであり、原告らの人格権を侵害するおそれが皆無であること」の立証責任を負わせるべき、ということになる。そして、原告側は、当該原子炉施設の安全性に問題があると思われる争点を提示する義務、あるいは主張責任を負うに止まると考えるべきである。

### 第3 原告らの主張と同種裁判例の検討

#### 1 原告らの主張

第2で述べたとおり、これまでは安全審査が全く機能してこなかったこと、そのような安全審査に基づく本件設置許可処分等が違法であることを前提として、伊方最判が示す原発関連法規制の趣旨及び主張・立証責任の分配に関する正義・公平の観点に基づいて、一般原則は修正され、冒頭第1の①に述べたように、本件においては立証責任の転換が図られるべきである。

もともと、仮に立証責任を転換すること自体は認められないとしても、第2で述べたような立証責任の一般原則を修正すべき実質的な理由を根拠として、原告らとしては冒頭第1の②に述べたような判断枠組みが採られるべきであることを主張する。

すなわち、原子炉施設の設置差止訴訟においては、原告側において、被告電気事業者の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により、原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、上述した正義・公平の観点から、被告側において、原告側が指摘する「許容限度を超える放射線被曝の危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して平明かつ合理的に反証を尽くすべきであり、これがなされない場合には、上記「許容限度を超える放射線被曝の危険」の存在を推認すべきである。

#### 2 志賀2号機一審判決

##### (1) 本判決の内容

このような原告らの主張とほぼ同様の判断枠組みを採用した裁判例としては、石川県はくいぐん羽咋郡志賀町に存在する北陸電力志賀原子力発電所に増設された2号機に関する志賀2号機一審判決が挙げられる。この判決では、後述するこれまでの火力発電所やごみ処理施設等における差止訴訟の判断枠組みを踏

まえて、原子炉の運転差止について、次のような判断が示された。

すなわち、「人格権に対する侵害行為の差止を求める訴訟においては、差止請求権の存在を主張する者において、人格権が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることを主張立証すべきであり、このことは、本件のような原子炉施設の運転の差止の可否が問題となっている事案についても変わるところはないと解すべきである。そして、…原子炉周辺住民が規制値を超える放射線被曝をすれば、少なくともその健康が害される危険があるというべきであるから、本件において原告らは、本件原子炉の運転により、原告らが規制値（許容限度）を超える放射線を被曝する具体的危険があることを主張立証すべきことになる。

他方、原子力発電所は大量の放射性物質を内蔵しており、電気事業者が何らの制御策も放射線防護も講じることなくこれを運転すれば、周辺公衆が大量の放射線を被曝するおそれがあるところ、被告は、高度かつ複雑な科学技術を用いて放射性物質の核分裂反応を制御しながら臨界を維持するよう本件原子炉施設を設計するとともに、多重防護の考え方に基づいて各種の安全保護設備を設計しており、本件原子炉施設におけるこれらの安全設計及び安全管理の方法に関する資料は全て被告が保有している。

これらの事実にかんがみると、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、公平の観点から、被告において、原告らが指摘する『許容限度を超える放射線被曝の具体的危険』が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これをしない場合には、上記『許容限度を超える放射線被曝の具体的危険』の存在を推認すべきである。と。

## (2) 本判決の評価

ア 本判決は、これまでの人格権侵害に基づく多くの差止訴訟における立証責任の在り方と同様、人格権を侵害されたと主張する原告らに、その侵害の事実を証明する責任があることを前提としつつも、原発が大量の有害な放射性物質を内蔵する施設であること、何らの制御策も講じないまま運転されれば、周辺公衆が大量の放射線被曝をするおそれがあること、被告側が安全設計や安全管理方法に関する資料をすべて保有していること等事案の性質を考慮して、住民側の立証責任の負担について、放射線被曝の「具体的可能性があることを相当程度立証」すれば足りるとしてこれを大幅に軽減したものといえ、伊方最判の趣旨に比較的忠実に従った判決であると言える。

イ 第2の4(3)アで述べたとおり、原子炉施設の設置・運転差止においては、事故が起こること及びその事故により放射性物質が施設外に放出されて放射線被曝の危険性が発生することの立証を住民側に強いることは、事業者側の立証の容易性に比して、酷であるという事情が存在する。このように、将来起こり得る事故の重大性あるいはその突発性ゆえに、危険施設の設置、運転を差し止めることを求める訴訟においては、住民側の立証責任を軽減して、「住民側は、危険の具体的可能性について相当程度立証すれば足りる」と考えることには十分な合理性がある。

また、このように、将来の予測に基づく事実の立証については、公平に照らして、住民側の立証責任を軽減するという考え方は、後述する過去の公害訴訟においても一般的に採用されてきた考え方といえる。

ウ そして、志賀2号機一審判決では、実際には「相当程度の立証」という

ものを極めて緩やかに解釈することにより、伊方最判が示す「深刻な災害が万が一にも起こらないようにする」という法の趣旨に整合するような判断がなされている点でも評価できる。

すなわち、本判決は、「具体的可能性についての相当程度の立証」がなされたと認定するにあたって、① i 耐震設計の考え方の妥当性自体に疑問があること、ii その前提となる基準地震動作成にあたり、考慮すべき地震の選定にも疑問が残ることに照らせば、本件原子炉敷地に、被告が想定した基準地震動を超える地震動を生じさせる地震が発生する具体的可能性があることに加え、②想定を超える地震動が起これば、i 可能性としては、外部電源や非常用電源の喪失、配管の破断、冷却材の減少、喪失等が考えられないではなく、炉心熔融事故の可能性も反応度事故の可能性もあること、ii 様々な故障が同時に、あるいは相前後して発生する可能性が高く、被告が構築した多重防護が有効に機能するとは考えられないことに照らして、放射性物質が原子炉施設の外部に放出される蓋然性が認められることを指摘している。

これまで述べてきたような原子炉施設の特異性に鑑みれば、「相当程度」という基準を厳格に解すると、原告側に立証責任を負担させるのと大差のない結果となってしまう妥当ではない。上述のように、伊方最判の示した「災害が万が一にも起こらないようにする」という考え方に比較的忠実に従って、事故の可能性が「考えられないではない」という程度の立証で足りるとしたのが志賀2号機一審判決であって、「相当程度」という基準は、厳格に解するのではなく、伊方最判の示した法の趣旨に適合するように、具体的な可能性が万が一にもあり得るならば、「相当程度の立証」としては十分である、というように、緩やかに解さなければならない。

### 3 その他の公害関係裁判例

## (1) 徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分判決

将来設置が予定されている危険施設の差止訴訟において、原告側の立証責任を軽減して、原告側は、人格権侵害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足りるとした事例は、公害訴訟等で多数存在する。

後記(4)で述べるように、原子炉施設は、ごみ焼却場や火力発電所等、以下に述べる公害訴訟等で問題とされている施設よりもさらに危険性の高い施設であるから、以下の事例と比べても、原告側に厳格な立証責任を負担させるべきではない。

例えば、徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分申請事件一審判決（徳島地裁昭和52年10月7日判決・判例時報864号38頁）によれば、

「既に稼働している施設による公害については、その（注…公害の）程度についての立証は比較的容易であるが、本件のように、建設予定の施設による公害の程度を正確に予測し、その立証を尽くすことは、設置に反対する住民側には極めて困難であり、したがって、住民側としては、当該施設の規模・性質及び立地条件からして、自己らに受忍限度を超える公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り、右立証がされた場合には、建設者の方で、右のような蓋然性にもかかわらず、当該施設からは受忍限度を越える公害は発生しないと断言できるだけの対策の用意がある旨の立証を尽くさない限り、その建設は許されないものと解するのが相当である。」と判示している。

## (2) 伊達火力発電所建設差止訴訟

また、伊達火力発電所建設等差止請求訴訟一審判決（札幌地裁昭和55年10月14日判決・判例時報988号37頁）においても、

「建設予定の施設から将来発生するかもしれない公害の程度を正確に予測し、その立証を尽くすということは極めて困難であるということ、更に、施設の構造機能を熟知しているのはむしろ事業主体である被告であって、被告こそこれらに関する証拠を提出しやすい立場にあるということは、原告ら所論のとおりであり、この事情は「具体的な訴訟運営の場において十分考慮されなければならないから、建設の差止を求める原告らとしては、当該施設に関する外部的事実（当該施設の性格、訴訟外で設置計画が公表されているとすれば、その公表された設置計画上の施設の規模・機能。）、当該施設周辺の自然的・社会的条件、当該施設から排出される物質の身体・財産に対する危険性等、すなわち、その存在から所与の知見・経験則に基づけば受忍限度を超える程度までの被害発生をもたらすおそれがあるであろうと推認しうる事実を立証することをもって足りると解すべきである。そして、このような立証がなされた場合には、事業主体の方で、それにもかかわらず、当該施設の具体的構造・機能、採用しようとしている公害防止対策ないし危険回避のための措置からして、被害発生のおそれがないか若しくはおそれがないことを推認しうる事実を立証しない限り、前記のごとき推認を覆すことはできないと解すべきである。

これを本件に即していうならば、原告らとしては、被害発生のおそれを証明するためには、⑦操業過程における特定物質の発生の可能性、⑧外部への排出の可能性、⑨媒体を通じての拡散の可能性、⑩原告らの身体・財産への到達の可能性、⑪被害発生の可能性という各命題を立証しなければならないわけであるが、⑦⑧については同種、同規模、類似の構造をもった発電所が通常排出するとされている物質の種類・量を、⑨⑩については、本件発電所周辺の気象・海象に関する特性、地勢を、あるいは立地条件が酷似している既存の他施設における発生物質の到達経路・範囲の実態を、⑪については排出物質のもつ一般的な有害性（現に稼動している他の火力発電所の周辺では

そのような施設のない他地域に比して呼吸器疾患の罹病率が高いというよう  
な疫学的調査結果でも足りる）を原告らにおいて立証すれば，他に特段の事  
情がない以上，被害発生のおそれがあるということが認められるものとする  
のが相当である。」と判示している。

このように，同種，同規模の構造をもった発電所から想定される被害の一  
般的抽象的な主張で足りるとした（もっとも，結論的には被害の可能性を認  
めつつも受忍限度を超えないとして原告の主張を排斥している）のが本判決  
の特徴である。

### (3) 広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止仮処分判決

さらに，広島市北部のゴミ埋立処理場建設差止仮処分判決（広島地判昭和  
57年3月31日・判時1040号26頁）においては，

「本件のような事件の特質上，通常人において抱くであろう公害発生への  
おそれが申請人らにおいて一応疎明された場合，証明責任の公平な分担の見  
地から，これを専門的な立場から，平明かつ合理的に被申請人においてその  
反対疎明をしない限り，公害発生のおそれありと判断するのが裁判所の立場  
として相当である」と考える。」との判断が示されている。

ここでも，「通常人において抱くであろう公害発生へのおそれ」が一応疎明  
されることをもって足りるとして，住民側の立証責任を大幅に軽減した判決  
がされている。

### (4) 原発訴訟においても公害関係裁判の規範はより一層妥当すること

原子炉施設に比して被害が広範囲にわたらず，被害の程度も小さいごみ焼

却場施設や火力発電所施設においてですら、周辺住民の生命・身体の安全という人格的利益を重視し、上述のように住民側の立証責任を軽減する判断がされている。ましてや、原子炉施設による事故は、繰り返し述べるように、これらの施設と比較しても、コミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期間性という特徴が顕著なのであって、住民側の立証責任の負担が、ごみ焼却場施設や火力発電所施設よりも重いというのでは正義に反するし、反対に、事業者側には絶対的、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性を立証する責任を負わせなければならない。そうでなければ、「原子炉施設による放射線被曝等の災害を万が一にも起こさない」という法の趣旨は、有名無実に帰すのである。

その意味でも、仮に立証責任の転換それ自体は認められないとしても、原告ら主張のとおり、また、志賀2号機一審判決が述べるとおり、本件においては、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証すれば足りるとの判断枠組みが用いられるべきである。

#### 4 原告らの主張のまとめ

以上述べてきたとおり、本件のような原子炉施設の運転差止訴訟においては、原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、正義・公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被曝の危険」が絶対に存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して平明かつ合理的に反証を尽くすべきであり、これがなされない場合には、上記「許容限度を超える放射線被曝の危険」の存在が推認され、本件原発は原告らの人格権を侵害

するおそれのあるものとして，差し止められるべきである。

## 第4 従来の原発差止裁判例の検討とその問題点

### 1 はじめに

ここまでは、伊方最判の示す原発関連法規制の趣旨や主張・立証責任の分配に関する基本的な考え方を踏まえれば、原告らが冒頭第1で主張した①あるいは②の判断枠組みが採られなければならないことについて述べてきた。

しかしながら、過去の原子炉施設の設置・運転差止訴訟においては、誠に遺憾ではあるが、必ずしも上記①あるいは②の判断枠組みが用いられてきたわけではなかった。従来の裁判例の多くは、以下に述べるとおり様々な不合理を抱えた不当な判断枠組みを採用しており、本裁判において、このような枠組みによって判断することは到底許されない。このように、結果として事業者・行政に追随することとなってしまった従来の多くの裁判例における判断枠組みこそが、福島第一原発事故の惨状を生み出した大きな一因なのである。

以下、過去の原発差止に関する裁判例を概観したうえで、その問題点について指摘し、そのような判断枠組みが用いられてはならないことを詳述する。

## 2 過去の原発差止裁判例における立証責任とその問題点

### (1) 女川一審判決

ア 女川一審判決は、原子力発電所の設置・運転の差止訴訟における立証責任について、次のように判示した。

すなわち、「人格権に基づく原子力発電所の建設又は運転についての差止訴訟においては、当該原子力発電所に安全性に欠ける点があり、原告らに被害が及ぶ危険があることについての立証責任は、人格権に基づく差止訴訟一般の原則どおり、原告らが負うべきものと解される。

したがって、これを本件に即してみれば、原告らは、①原子力発電所の運転による放射性物質の発生、②原子力発電所の平常運転時及び事故時に

おける右放射性物質の外部への排出の可能性，③右放射性物質の拡散の可能性，④右放射性物質の原告らの身体への到達の可能性，⑤右放射性物質に起因する放射線による被害発生の可能性について，立証責任を負うべきことになる」と。

イ もつとも，本判決は，原発がウラン235を燃料として使用し，その稼働により，内部に毒性の強いプルトニウム239等人体に有害な放射性物質を大量に発生させるものであること，原発における事故等による災害により，近隣住民らがその生命・身体に直接的かつ重大な被害を受けることとなること，原発は，平常運転時においても一定の放射性物質を環境に放出することは避け難いこと，及び，原発の安全性に関する資料をすべて被告の側が保持していること等の点を考慮して，

「原子力発電所の安全性については，被告の側において，まず，その安全性に欠ける点のないことについて，相当の根拠を示し，かつ，非公開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要がある，被告が右立証を尽くさない場合には，本件原子力発電所に安全性に欠ける点があることが事実上推定（推認）されるものというべきである。そして，被告において，本件原子力発電所の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には，安全性に欠ける点があることについての右の事実上の推定は破れ，原告らにおいて，安全性に欠ける点があることについて更なる立証を行わなければならないものと解すべきである。」

と判示し，原発の安全性については，第一次的に，被告が相当の根拠を示して，原子力発電所の安全性に欠ける点のないことを立証しなければならないことを示した。

ウ このような判断枠組みは、その大枠において、その後の下級審判例にも踏襲され、女川控訴審判決、志賀1号機一審判決、志賀1号機控訴審判決、もんじゅ差止一審判決においても同様の判断枠組みが採られている。

## (2) 志賀2号機控訴審判決

ア 前記第4の2で述べた志賀2号機一審判決の控訴審である名古屋高裁金沢支部判決は、立証責任について、一審の判断を覆し、女川一審判決をほぼ踏襲する判断枠組みを用いて、結論として住民側の差止請求を棄却した。

イ なお、志賀2号機一審判決と同控訴審判決の間には、前記第2の2(3)記載のとおり、新指針が制定され、新指針に基づく志賀2号機の耐震設計のバックチェックが実施され、国が同機の耐震設計は安全であるという判断を示していた。

志賀2号機控訴審判決は、北陸電力の主張に沿って、新指針の内容は合理的なものであり、震源を特定せずに策定する地震としてM6.8を想定することや近隣の活断層が同時に連動して活動することはないとした判断等はいずれも合理的であるとしている。一方で、住民側が指摘していた指針の問題点や断層の連動についての主張については、真摯な検討はなされていない。住民側は上告したが、最高裁は、平成21年3月31日に、内容に踏み込まないまま住民側の上告を棄却した。この訴訟の後半では新指針に基づく安全審査のやり直しの適否が大きな課題となったが、司法は、最終的には国の安全判断に追随する判断をしたのである。

しかしながら、新指針に基づくバックチェックや国による安全審査が何ら安全性を担保し得るものではないことは、既に述べたとおりであり、

その意味でも本判決のような判断は、少なくとも福島第一原発事故を経た現時点においては維持し難いものといわざるを得ない。

### (3) 浜岡一審判決

#### ア 浜岡一審判決の内容

静岡県御前崎市に所在する浜岡原発の運転差止について争われた事案で、静岡地裁は、立証責任について、女川一審及び同控訴審判決で示された基準をさらに事業者側に有利な方向に修正し、立証責任について、実質的には何らの修正も行わないに等しいような、極めて不当な判断を示している。

すなわち、「人格権侵害の具体的危険性の主張立証責任は差止請求をする原告らにあると解される。」

「しかし、…原子炉施設の内包する危険性、原子炉の利用に対する国の規制及びその保護法益に加え、原子炉施設の安全設計、安全管理等に関する資料の大部分を被告が保有し、証拠が偏在していること、企業秘密等の制約があるため原告らが立証に必要な資料を入手することが困難であることなどの事情に照らせば、被告は、当該原子炉施設が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って設置、運転されていることについてまず主張立証する必要があり、被告がその主張立証を果たさないときは、人格権侵害の具体的危険性の存在を推認するのが相当である。

そして、被告が原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って当該原子炉施設を設置、運転していることを立証したときは、原則どおり、原子炉施設の運転差止を請求する原告らにおいて、上記国の諸規制では原子炉施設の安全性が確保されないことを具体的な根拠を示して主張立証すべきである。」と。

## イ 女川一審判決等との相違点及び問題点

浜岡一審判決と従来の女川一審判決等との相違点としては、後者が、事業者側で立証すべき事項について、「安全性に欠ける点のないこと」としてしているのに対し、前者は、「諸規制に従って原子炉施設が設置、運転されていること」としている点である。すなわち、浜岡一審判決は、国の定める諸規制に基づいて設置、運転されてさえいれば、それだけで安全性が推認されるかのような判断枠組みを正面から認めたのである。

前記第3の3記載のとおり、原発訴訟においては、住民側の立証責任は、他の公害訴訟に比してもより軽減されなければならないはずである。そうであるにもかかわらず、これでは、実質的には、立証責任を何ら修正しないのと同様であり、他の公害訴訟に比しても、あまりにも住民側の立証責任の負担が大きすぎる結果となってしまう。これが前記第2で述べた原発訴訟の特徴・特質に照らして、また、伊方最判の趣旨に照らして不合理であることは明白である。

また、前記第2の2で述べたとおり、国の諸規制、安全審査が何ら原発の安全を担保するものではないことは、規制機関である保安院及び安全委の責任者自身が認め、報告書によって根源的原因として指摘されていることであり、福島第一原発以後、「原子炉等規制法及び関連法令の規制に従って当該原子炉施設を設置、運転している」ことをもって安全性を肯定するような判断が到底許されないものであることは論を俟たない。

### (4) 従来多くの裁判例の問題点

#### ア 従来多くの裁判例の多くが上述のような判断枠組みを用いてきた根拠

もっとも、浜岡一審判決以前の女川一審判決をはじめとする裁判例においても、事業者側に、「安全性に欠ける点のないこと」を立証させるとしておきながらも、この立証を安易に認め、実質的には浜岡一審判決と同じよ

うな仕方で、国の諸規制に基づいて設置、運転されていることを立証しさえすれば、「安全性に欠ける点がない」とされてきてしまった点、したがって、事実上は、住民側が放射線被曝等の具体的危険の立証に成功しなければ敗訴してしまう、という伊方最判の趣旨及び法律要件分類説の実質的根拠に反する構造を見過ごしてきてしまった点で、致命的な問題が存する。

このような判断は、前記第3の3で述べたとおり、他の公害訴訟の例と比較しても、住民側にあまりにも重い立証責任を負わせるものであって、正義・公平にも反するものであるから、到底認められるべきではない。

#### イ 調査官によるミスリーディング

従来の裁判例の多くがこのような考え方を踏襲してきた背景には、伊方最判の調査官が、前記第2の3(4)エ記載のとおり、伊方最判の理解について誤導し、その意義を歪めるような解説を行ったことによると考えられる。

すなわち、調査官は、伊方最判以前の下級審裁判例の趣旨を歪め、被告側においてその裁量的判断に一応の合理性があることを主張立証する必要があるとしたうえで、伊方最判もこのような立場と基本的に同様の立場に立ったものであるとしてその趣旨をも曲解することによって、被告側の立証は一応の合理性についてのものにすぎず、その立証が成功した場合に、原告側において、最終的に十分な合理性がなく、人格権侵害の危険性があることの立証を尽くさなければ、真偽不明＝安全であるか否かが分からないにもかかわらず請求棄却の判決が出てしまうという、不当な見解を導き出したのである。

#### ウ 従来の裁判例の多くはミスリーディングに依拠した不当な判断枠組みであること

そして、その後の原子炉設置・運転差止訴訟においては、この調査官の

見解が踏襲され、前述のような女川一審判決をはじめとする一連の裁判例のような、不合理な判断枠組みが、あたかも伊方最判の趣旨に適合するものであるかのように用いられることとなったのである。

このように、従来の裁判例の多くは、事業者側に、「安全性に欠ける点のないこと」を立証させるとしておきながらも、最高裁調査官と同様に、これを「一応安全性に欠ける点はないと認められるかどうか」と読み替えたかのように安易に認め、実質的には浜岡一審判決と同じように、国の諸規制に基づいて設置、運転されていることを立証しさえすれば、「安全性に欠ける点がない」とされてきたという点で、調査官によるミスリーディングに依拠した不当なものであると言わなければならない。

#### (5) 小括

以上のとおり、従来の裁判例における立証責任は、伊方最判の趣旨を矮小化した不当なものといわなければならない。伊方最判の趣旨は、前述のとおり、原発災害のもつ、コミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期間性という特徴に着目して、万が一にもそのような災害が起こらないようにするために、実質的に立証責任の転換を図ったものと考えなければならないのである。

本裁判においては、従来のような判断枠組みが用いられることは絶対にあってはならない。

### 3 「安全性」の意義に関する従来の裁判例とその問題点

#### (1) 女川一審判決等の判断

次に、従来の多くの裁判例における2つ目の問題点について述べる。

女川一審判決で示された立証責任論においては、被告側が、まず、原子炉施設の安全性に欠ける点のないことについて相当の根拠を示し、かつ、非公

開の資料を含む必要な資料を提出したうえで立証する必要があるとされているところ、ここで立証の対象となる「安全性」について、同判決は次のように述べている。

すなわち、「本件原子炉施設においては、…その運転により一定の放射性物質が環境に放出されることは避け難い…。…低線領域での被曝線量と晩発性障害及び遺伝的障害発生との間の関係については、…認定し得べきである…。

また、…本件原子炉施設も人工の施設である以上、絶対に事故が生ずることはないと断ずることはできないことも自明の理である。

したがって、原子炉施設に求められる安全性が、原子炉施設から放出される放射性物質に起因する放射線による障害の発生の可能性の全く存在しないことを意味するものとし、いささかでも放射能による障害の発生の可能性の存するときには、当該原子炉施設はもはや安全性があるといえず、その建設又は運転について人格権等に基づく差止請求が認められるべきであると解するときには、原子炉施設の建設及び運転はおよそ不可能ということにならざるを得ない。

もしも、人間社会において存在する物質・機器・施設等、あるいは営まれる経済活動が、すべて、人間の生命・身体に対する侵害又は侵害の可能性が零でなければならないとするならば、原子力発電所のみならず、放射線が発生するエックス線撮影、テレビ、夜光時計等、あるいは、火力発電所、水力発電所、自動車、航空機など、放射線の問題と離れて考えてみても、現代社会における文明の利器はそのほとんどがその存在を否定されざるを得ない。

このような結論が社会通念に反するものであることは論を俟たないところであり、…電力需給の観点からして、本件原子力発電所の必要性が存在することを考え合わせると、原子炉施設に求められる安全性とは、原子炉施設が不可避免的に一定の放射性物質を環境に放出するものであること等を前提とし

た上で、その潜在的危険性を顕在化させないように、放射性物質の放出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性をいかなる場合においても、社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つことにあると解すべきである。」と。

この「安全性」についての判断は、女川一審判決以降、もんじゅ差止判決、志賀2号機控訴審判決及び浜岡一審判決でもほぼ踏襲されている。

## (2) 「安全性」についての当てはめの問題点

ア これまでの裁判例において、安全性について「危険性が社会観念上無視し得る程度に小さいものに保つ」こととされていたにもかかわらず、ほとんど「安全審査を経ていること」あるいは「安全審査基準に適合していること」をもって、安易に認められてきてしまったことは、志賀2号機控訴審判決に顕著に表れている。

同判決は、安全性の意義について、女川一審判決を踏襲して、

「この安全性は、前記のような原子力発電所の持つ危険性に鑑みれば厳しく審査する必要があるが、他方で、科学技術を利用した各種の機械、装置等については、絶対的に災害発生の危険がないという「絶対的安全性」は想定できないから、原子炉施設においても、放射線、放射性物質の環境への排出を完全に防止することを意味するということとはできず、放射線、放射性物質の環境への排出を可及的に少なくし、これによる災害発生の危険性を社会通念上無視し得る程度に小さなものに保つことを意味すると解するのが相当である。」と判示している。

イ しかしながら、その一方で、

「通商産業大臣及び原子力安全委員会が本件設置変更許可申請について行った本件安全審査においては、平常時はもちろん、地震、機器の故障その他の異常時においても、一般公衆及び従業員に対して放射線障害を与えず、かつ、万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針とし、①立地条件に係る安全確保対策、②平常運転時の被曝低減に係る安全確保対策、③事故防止に係る安全確保策、④運転段階における安全確保対策について審査したことが認められる。

そこで、以下では、まず、本件原子炉施設が本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかについて、①立地条件に係る安全確保対策、②平常運転時の被曝低減に係る安全確保対策、③事故防止に係る安全確保策、④運転段階における安全確保対策の順に検討し、これらが満たされていることが確認された場合には、控訴人は、本件原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出したうえでの主張立証を尽くしたことになるというべきである。」と述べ、最終的に、

「控訴人の主張立証を検討したところからすれば、本件原子炉施設の設置、設計及び運転は審査指針等の定める安全上の基準を満たしているということが出来る。したがって、前記審査指針等の合理性・相当性やその指針等への適合性について被控訴人らから控訴人の前記主張立証を揺るがす反論反証のない限り、控訴人は、本件原子炉施設が、その安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証を尽くしたということが出来る。」と判示して、国の定める安全基準を前提として、これに適合していることをもって、安全審査を、いわば「塗り直し」して、「安全性に欠ける点のないこと」との立証が成功し

たと認定している。

ウ 前記第2の2(1)で述べたとおり、安全委の責任者である班目委員長自らが、安全審査が、上記判決のいうように、「平常時はもちろん、地震、機器の故障その他の異常時においても、一般公衆及び従業員に対して放射線障害を与えず、かつ、万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることを基本方針としている」わけではなかったことを表明している。

また、万が一にも起こってはならないはずの事故が実際に起こってしまった福島第一原発事故の際、国及び東電が、いかに一般公衆の健康や安全をないがしろにしたか、何らの安全確保もしないまま、一般公衆の被曝を拡大させたかは、報告書にも、福島第一原発事故は、自然災害ではなく、「人災」であり、「被害を最小化できなかった最大の原因は『官邸及び規制当局を含めた危機管理体制が機能しなかったこと』、そして『緊急時対応において事業者の責任、政府の責任の境界が曖昧であったこと』にある」と結論付けられている。

このような状況に照らせば、安全審査が一般公衆の安全確保を基本方針としているなどということは到底認めることはできず、国による安全基準自体が原子炉施設の安全性を担保できるものではないことが明白となった現時点において、従来の多くの裁判例のように、安全基準を合理性のあるものと認めて、原子炉施設がこれに適合しているか否かによって安全性を判断することが許されないことは自明というほかない。

エ また、これまでの裁判例においては、原発が持つ危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保つ、と言いながらも、事故が起こり得る「確率」だけに目を向けて、危険性を無視し得るかどうかを判断してきたようにも

思われる。しかし、人格権侵害の具体的危険性、社会通念上無視し得るか否かを考えるに当たって重要なのは、事故が起こって人格権侵害が生じ得る「確率」のみならず、そのような「確率」と、実際に起こり得る侵害の「大きさ」を掛け合わせた「期待値」であるべきで、事故が起こる「確率」がいかにか小さくとも、それが0でない以上は、起こり得る侵害の「大きさ」が極大である原発災害においては、その積から導かれる「期待値」は、社会通念上無視し得る程度に小さいとは到底言えないはずである。

まして、世界において、チェルノブイリ事故から、わずか四半世紀の間に、すでに2回ものレベル7の苛酷事故が発生したこと（1954年に運転を開始した世界最初のオブニンスク原子力発電所（旧ソ連）から考えても、約60年の間に3回（TMI事故を含む）もの苛酷事故が発生している）からすれば、苛酷事故が起こる「確率」は、到底侵害の「大きさ」を無視できるほど小さいものではないのである。

オ 前記第2の4(2)ウ記載のとおり、福島第一原発事故後の世論の状況は、脱原発、あるいは脱原発依存へと大きく転換した。原発の安全性について、百歩譲って、その「危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保つこと」と定義するとしても、従来の裁判例の多くがそうしてきたように、安全基準を合理性のあるものと認め、これに適合していることをもって、安易に安全性を認めることは、現在の社会通念に著しく反する。

むしろ、福島第一原発事故以降、パラダイムシフトにより、社会通念に照らせば、多くの国民が原発の安全性に疑問を呈し、その危険性が無視し得る程度に小さいとは考えていないとみるべきであり、「原発においては絶対に苛酷事故が起こらない」といえない限り、その危険性を「社会通念上無視し得る程度に小さく保つ」ことにはならないというふうに、社会通念自体が変化したと評価することができる。

### (3) 「安全性」の意義そのものの問題点

ア このように、従来の裁判例の多くは、その判断方法、当てはめについても重大な問題を含んでいるが、そもそも、原子炉施設の安全性について、「危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保つこと」と定義すること自体が不合理である。

前記第2の3(6)でも述べたとおり、原発の安全性の問題は、エネルギー政策の問題である以前に重大な人権侵害を孕む問題であり、「社会通念」などという曖昧不明確な概念を用いること自体に問題がある。

イ 従来の裁判例が、安全性について上記のように「社会通念」を持ち出して判断している最大の理由は、女川一審判決にもみられるように、仮に、原子炉施設に求められる安全性が、絶対的安全性と解すると、原子炉施設の建設及び運転はおよそ不可能ということにならざるを得ないが、もしも人間社会において存在する物質・機器・施設等にすべて絶対的安全性を求めるとすると、現代社会における文明の利器はそのほとんどが存在を否定されることになり、そのような結論は、社会通念に反する、という点にある。

しかしながら、このような論法には、看過できない飛躍がある。それは、原子炉施設と他の文明の利器を同列に並べ、他の文明の利器の存在が否定されるような結論は採り得ない、という判断をしている点にある。

当然ながら、原子炉施設に絶対的安全性を求めるからといって、他の文明の利器についてもこれと同様に絶対的安全性が求められなければならないということにはならない。原子炉施設の持つ危険性は、これまで何度も述べてきているように、そのコミュニティの破壊、回復不能性、広範囲性及び長期性からみて、他の文明の利器とは到底比較することができないほ

どに大きく、質的に大きく異なるものと言わなければならない。

さらに付言すれば、他の文明の利器が、一定の危険性を有するにもかかわらず受け入れられるのは、その危険性から生じる損害が、その危険を管理する者、あるいは保険等の諸制度によって、償い得る範囲内に一応収まっていると考えられるからである。翻って、原子炉施設による苛酷事故の場合、その被害が危険を管理する者や保険等の制度によって到底償い切れないほどのものとなることは、福島第一原発事故により明らかとなっている。福島第一原発事故は、その被害の大きさすら、現時点ではまだまだ分からないほどの途方もない被害を、日本全体に、あるいは地球全体に、さらには将来世代にまで惹き起こしたのである。

他の文明の利器の中に、原発ほど甚大で、回復不能な被害を、広範囲かつ長期間にわたって及ぼすものがあるだろうか。また、原発の使用を容認していない他国民、あるいは次世代の国民にまで被害を及ぼすものがあるだろうか。原発の利用は、自己決定、自己責任の範疇を優に超えている。現在の日本国民の「社会通念」だけで安全性を判断することは許されない。その意味で、このようなものを他の文明の利器と同列に扱うこと自体、極めて問題があると言わざるを得ない。むしろ、他の文明の利器とは本質的に全く異なるものであると考えなければならないのである。

ウ 実際、女川控訴審判決は、このような原子力発電所の事故の深刻さという特殊性を捉えて、「原子力発電所の危険性の有無を判断するに当たっては、原子力発電所の事故の深刻さという特殊性を念頭に置くと、他の社会的な事故との比較においても、十分に安全側に立った慎重な認定・評価をする必要があるということは否定できない。」として、他の社会的な事故と原発の事故とでは、異なる考慮が必要であることを述べている。

もつとも、女川控訴審判決は、そこまで述べておきながら、安全性の意

義や立証責任の問題については、従来の裁判例の多くとさほど変わらない判断をしている点に重大な問題がある。原発の事故の深刻さを真に重視するならば、原発における事故は、他の社会的な事故とは、本質的に全く異なるものとして捉えなければならない。

エ 浜岡一審判決は、安全性の意義に関する判断の前提として、「炉心熔融その他の重大事故による核分裂生成物等の大量放出等，原子炉施設が内包する潜在的な危険性を考えれば，平常時はもちろん，地震，機器の故障その他の異常時における万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることが原子炉施設の設置，運転上不可欠なものとして要求されていると認められる。このことは，一般的に『原子炉施設の安全性』として理解されているが，この『原子炉施設の安全性』が確保されないときは，周辺住民等の人格権侵害の具体的危険性が生じると認定することが可能となる。」と述べている。

浜岡一審は，このように原発の特殊性に言及し，万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることは，「不可欠」であるとまで言いながらも，安全性について「危険性を社会通念上無視し得る程度に小さく保つこと」と解し，前述のとおり，国の諸規制に従って設置・運転されているだけで，危険性は社会通念上無視し得る程度に小さく保たれているとして，安易に安全性を肯定する判断を行っている点に，自己矛盾とすら呼べるほどの重大な問題がある。「不可欠」ということは，安全は絶対的に確保されていなければいけないということの意味するはずである。浜岡一審判決の判示においては，まさにこの「万が一の事故を想定した場合にも一般公衆の安全が確保されることが…不可欠なものとして要求されている」という点こそが重要なのであり，そのような問題意識が正しく反映されるような，厳格な判断基準によって安全性が判断されるのでなければ，

いくらこのような字句を並べても、単なるレトリックとして虚しく響くだけである。

#### (4) 「安全性」についての原告らの主張

##### ア 絶対的あるいはそれに準ずる程度の極めて高度な安全性

それでは、原子炉施設における安全性は、どのように考えるべきであるか。原告らの主張の骨子については前記第2の3(5)記載のとおりであるが、更に敷衍するならば、やはり、原発のもつ本来的な危険性や特殊性に鑑みて、原子炉施設による「放射線被曝等の災害が万が一にも起こらないようにする」ことが、法規制の趣旨であるという、伊方最判が示した法の趣旨から考える必要がある。

前述のとおり、「社会通念」という概念は曖昧不明確である点で用いられるべきではないが、百歩譲って、「危険性が社会通念上無視し得る程度に小さいか否か」という枠組みの中で考えるとしても、福島第一原発事故以降の現時点においては、前記3(2)エ記載のとおり、国民の大多数は原発の安全性に不安を感じており、社会通念そのものが大きく変化した、パラダイムシフトをしたということが出来る。前述したとおり、危険性判断に当たっては「確率」のみでなく「大きさ」をも考慮に入れた「期待値」で考えるべきであるという点も併せて考慮すれば、現在の社会通念としては、危険性が「社会通念上無視し得る程度に小さい」といえるためには、絶対に放射線被曝等の苛酷事故が起こらない、ということがいえなければならない。

すなわち、福島第一原発事故を経験した今、原発については、社会通念に照らしても万が一にも事故が起こらない、絶対的、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性が要求されているのであり、そうであるならば、安全性の意義について、「社会通念上無視し得る程度に小さく保つ」と

いう曖昧不明確な基準をそもそも用いるべきではなく、端的に、「絶対的、あるいはこれに準ずる程度に極めて高度に安全であること」とすべきなのである。

安全性をこのように解すると、従来の多くの裁判例のように、当事者間の公平の見地から、まず、被告側において安全性に欠ける点のないことを立証すべきである、という判断枠組みは、実質的に立証責任を転換させる原告の主張①（冒頭第一の①）に限りなく近づく。そうであるならば、本件における立証責任については原告の主張①が容れられるべきである。

## イ 安全性の意義に関する伊方調査官解説の問題点

(ア) もちろん、原告らも、原発において、どんな軽微な事故も起こしてはならない、科学的・論理的に、どんな小さな事故も起こらないという意味で、絶対的安全性が求められるとまで主張しているわけではない。

原告らが主張するのは、あくまでも、伊方最判が述べる、原発による重大な災害が万が一にも起こらないようにするための安全性であり、その意味で、「絶対的、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性」が求められると述べているのである。

(イ) なお、伊方最判の調査官解説によれば、「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生危険がないといった『絶対的な安全性』というものは、達成することも要求することもできないものといわれている」とか、「科学技術を利用した各種の機械、装置等絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利

益の大きさととの比較衡量の上で、これを一応安全なものとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方である」とか「原子炉の安全性についても、同様のことがいえる」などと、あたかも、伊方最判の趣旨として、「絶対的な安全性」を要求すべきでないかのような記載が見受けられる。

- (ウ) しかしながら、伊方最判の調査官解説が、伊方最判の趣旨をミスリードしたものであることは前述のとおりである。

まず、調査官は、上記立論の前提として、「その危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に」としたうえで、比較衡量的な相対的安全性の考え方が用いられると述べているところ、原発訴訟においては、まさにこの「危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられるかどうか」こそが問題なのであり、原発のもつ特殊性を考慮すれば、到底その危険性の相当程度が人間によって管理できるとは考えられない。福島第一原発事故が、まさにそれを示している。調査官は、このような前提をあたかも所与の事実であるかのように立論している点で不当である。

- (エ) また、調査官は、科学技術を利用した各種の機械、装置等は、危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさととの比較衡量のうえで利用されており、原発についても同様のことが言えると述べているが、これも明白な誤りである。

原発差止訴訟においては、このような比較衡量による安全性判断が、原発のもつ特殊性ゆえに許されないものであることは、その後の裁判例において明確に示されている。例えば、浜岡一審においても、「原子力発

電所の危険性に鑑みれば、原子力発電所の利用により得られる利益がいかに大きなものであったとしても、その危険性の程度を緩和することはでき」ないから、比較衡量による判断は認められない、と述べられている。

(オ) このように、調査官の見解は、伊方最判が「万が一にも災害が起こらないようにする」と述べている点を不当に矮小化し、安全性について緩やかな解釈を認めるものであり、伊方最判の趣旨に沿ったものとは言えない。

#### ウ 絶対的安全性と解することは何ら社会通念に反しないこと

ここで、再び女川一審判決が述べる安全性の意義の根拠に目を向けてみたい。

前述のとおり、女川一審判決では、安全性の意義について、「原子炉施設が持つ危険性を社会観念上無視し得る程度に小さく保つことにある」と考える根拠として、仮に、原子炉施設に求められる安全性を絶対的安全性と解すると、原子炉施設の建設及び運転はおよそ不可能ということにならざるを得ないが、もしも人間社会において存在する物質・機器・施設等すべて絶対的安全性を求めるとすると、現代社会における文明の利器はそのほとんどが存在を否定されることになり、そのような結論は、社会通念に反する、という点を挙げている。

この立論が看過しがたい飛躍を含むことは前述のとおりである。原子力発電所と他の文明の利器を同列に扱うことは、その危険性の異質さに照らして許されない。他の文明の利器については、その有用性から絶対的安全性を求めなくてもよいが、原子力発電所については、その危険性は他の文明の利器とは本質的に異なるものであり、万が一にも福島事故のような苛

酷事故，重大な災害を起こしてはならないとの視点から，絶対的，あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性を求めることは，何ら社会通念に反するものではない。

そして，原発の安全性について，絶対的安全性を求めると解すると，原子炉施設の建設及び運転はおよそ不可能ということにならざるを得ないという立論が正しいかどうかは別にして，仮に，原子炉施設の建設及び運転がおよそ不可能ということになるとしても，福島第一原発事故によるパラダイムシフトを経た現在，その結論自体が社会通念に反するものともいえない。

「絶対的安全を求めると，原発の建設は不可能となってしまうから，その結論はおかしい」という立論は，「原発の建設が不可能」という結論は妥当ではない，原発の建設は原則として推進すべきである，という一定の価値判断に基づくものであり，このような立論そのものが誤りであることは明白である。仮に，現時点における最新の科学力を結集したとしても，原発が絶対に，あるいは少なくとも福島事故のような苛酷事故，重大な災害を起こさない程度に極めて高度に安全である，という立証ができないのだとすれば，そのような危険性を有するものを利用すること自体が誤りなのである。

## エ 絶対的安全性と解さなくても，原発は差し止められるべきであること

また，仮に原発に求められる安全性を絶対的安全性ではなく，相対的な安全性と解すべきであると考えても，原発の差止が認められるべきであることに変わりはない。

現に，ドイツ連邦共和国においては，原発の安全性について，相対的安全性と解すべきであるという立場をとったとしても，福島第一原発事故を受けて，原発を利用せずとも，生態学的，経済的，社会的にみてより安全

でリスクの少ない他の代替手段がある以上、あえて危険性の大きい原発を利用する必要性はないとして、国全体として、脱原発を宣言している。

日本においても、原発による発電に代わるエネルギーが存在することは同準備書面で述べたとおりであり、代替エネルギーという、より安全で、リスクの少ない他の選び得る手段が存在する以上、原発のもつ危険性が抽象的なものにとどまるか否かにかかわらず、その手段は選択されるべきではない。電力需要の観点に照らしても、原発を利用する意義はなく、原発の運転が差し止められても特段の支障はないはずである。

そうであるにもかかわらず、差止を躊躇すれば、伊方原発は、第二の福島第一原発となってしまおうであろう。

#### (5) 「多重防護」による安全性確保対策を過信することは許されない

ア 従来の裁判例の多くは、原発において「多重防護」による安全性確保対策が講じられていること、及び、そのような考え方に基づいて、これまでに日本では放射性物質を原子炉施設外部に放出するような苛酷事故が発生してこなかったこと（もっとも、東海村のJCO事故では600人を超える被曝者を出している）を前提として、「多重防護」の考え方、ひいては安全基準には合理性があり、したがって原子炉施設の安全性に欠ける点がないという結論を導き出してきた。

例えば、泊判決においては、次のように判断されている。

すなわち、「もとより、人間は完全無欠ではなく、その人間が作り出した原子力発電所の設備も完ぺきなものではありえないから、例えば、設計又は設置の過程に過誤があり、各種の検査において不良箇所が見落とされ、発電所の運転に伴って予想外の事態が生じることもないとはいえない。泊原子力発電所で発生したタービン亀裂事故も、そのような出来事の一つと

して位置づけられる。また、異常事態が発生した場合の対処方法を人間が誤ることも、ありえないことではない。

しかし、泊原子力発電所では、機器の故障、誤作動、運転員の誤操作などがありうることを前提に、多重防護という考え方を基本として安全性の確保が図られている。その異常状態発生防止対策、異常常態拡大防止対策、放射性物質異常放出防止対策のそれぞれの内容と、安全解析の結果を考慮すると、仮に原子炉や一次冷却系に何らかの異常事態が発生したとしても、この安全確保対策によって原子炉が停止され、炉心が冷却されて、放射性物質の外部への漏出が可能な限り防止されるものと考えられる。

…したがって、泊原子力発電所においては、多量の放射性物質を環境へ放出する事故の発生はきわめて高い確率で防止されているものと評価することができ、原告らの生命、身体に侵害を及ぼすような事故が発生する具体的な危険があるものとは認めることができない。」と。

イ また、浜岡一審判決においても、「本件原子炉施設において少なからず事故・事象が発生しており、特に、点検・検査がしっかり行われていれば防げ得たと思われる事象や、こうした事象が発生したのに、その防止策の他系統への展開が不十分であったために約半年後に同様の事象を発生させるに至ったことなど、原子炉施設の運転に欠かすことのできないPDCAサイクルの履践面で心許ない面があったことは否定でき（ない）。

…しかしながら、…本件原子炉においては多重防護の考え方に基づく各種の事故防止対策が採られており、前期の事故・事象も、被告が異常の発生を早期に検知し、対処した結果、異常が拡大する以前に収束するか、安全保護設備が自動的に働いた結果、異常が拡大する以前に収束している。

…これらの事実からすれば、本件原子炉施設の安全性は各種の事故防止対策によって維持されたものと評価できるから、被告による安全確保対策

が役立っていないとまでいうことはできない。」と述べられている。

ウ 原告らが訴状において主張するように、これまで日本各地の原発においては、制御棒脱落事故、臨界事故等、様々な事故が発生し、これらの隠ぺい行為等も行われてきたが、これまでの裁判では、「そのような事故や隠ぺいによっても、放射線、放射性物質が外部へ排出され、周辺住民等が被曝した者がなかったということは、多重防護の対策が機能していたということだ」という結果論的論法が用いられ、安全性に欠ける点はないという認定が導かれてきた。

このような結果論的論法に従えば、放射性物質が外部に排出され、周辺住民等が被曝しなければ、多重防護の対策が機能しないということは立証されず、事実上、被曝が起こる前に原発を差し止めることは不可能ということになってしまう。まして、福島第一原発事故という、万が一にも起こってはならないはずの未曾有の災害が起こった今、結果論としても、その多重防護による安全確保対策が奏功しなかった実証された。これまで幾多の事故にもかかわらず周辺住民等に被曝した者がなかったのは、単なる「偶然」であったということが、福島第一原発事故と国会事故調の報告書によって明白となったのである。これまでの裁判では、残念ながら、「偶然」を「安全」と履き違えた判断がされてきたと評価せざるを得ない。このような論法によって安易に「多重防護」による安全確保対策を是認・過信し、原発の安全性に欠ける点がないと認定することが許されないことは、福島第一原発事故が起こった今、あえて論ずるまでもない自明の事柄というべきである。

#### 4 まとめ

以上述べてきたとおり、伊方最判の趣旨や主張立証責任の分配に関する通説

的見解を踏まえれば、過去の原子炉施設の設置・運転差止訴訟において用いられてきた立証責任に関する判断枠組み、及び安全性の意義は、いずれも不合理なものであり、その依拠する論拠も、十分な合理性のないものというほかない。

立証責任については伊方最判を誤った不合理な解説・解釈であるし、安全性の意義についても、社会通念という曖昧な基準を用いて、安易にこれを認めるというものであって、「原子炉施設による放射線被曝等の災害を万が一にも起こさないようにする」という伊方最判の趣旨とは、到底相容れないものである。

本裁判においては、このような判断枠組みを用いるに足りないことは、明々白々であり、原告が主張する冒頭第一①あるいは②の判断枠組みが採られなければならない。

## 第5 予防的科学訴訟と要件事実の観点から

本件訴訟のような予防的科学訴訟について、この分野の第一人者である大塚直早稲田大学教授は、「予防的科学訴訟と要件事実」（伊藤滋夫編「環境法の要件事実」法科大学院要件事実教育研究所法第7号139頁以下）において、近時判例上認められるようになった平穩生活権（仙台地決平成4年2月28日判時1429号109頁，熊本地決平成7年10月31日判時1569号101頁，福岡地田川支決平成10年3月26日判時1662号121頁，水戸地麻生支決平成10年9月1日等）を「人為的な不可逆または深刻な侵害に対する不合理なリスクを受けることなく生活する権利」ととらえ、そのような平穩生活権の侵害の恐れについて、原告が相当程度の証明をした場合には、被告には合理的な安全性の確認義務が課される。即ち、侵害の蓋然性（因果関係）の有無についての証明責任が被告に部分的に転換されるというべきであるとし、①施設の稼働の影響について科学的に不確実であり、②起こりうる侵害が生命、健康被害など一旦発生すると不可逆または深刻な侵害である場合には、被告は、③施設の稼働の結果生ずる事態についての証拠を圧倒的に多く有している限り、施設の稼働の結果、合理的な安全性を欠く事態を生ぜしめないことについて（本証レベルでの）主張立証をする責任を負うと考えられるとしているが、これは、正に本件において採用されるべきである。

## 第6 結語

以上のとおり、本準備書面では、立証責任の分配に関する一般原則の修正の必要性、すなわち、本件においてはどのように立証責任を分配するのが適切であるのか、その際、原発の安全性についてはどのように考えるべきなのかについて論じてきた。

原告らとしては、①本件のような原発訴訟においては、立証責任を転換して被告において本件原発が安全であることを立証すべきであると考え、万が一立証責任の転換は認められないとしても、②原告らにおいて、被告の安全設計や安全管理の方法に不備があり、本件原子炉の運転により原告らが許容限度を超える放射線を被曝する具体的可能性があることを相当程度立証した場合には、正義・公平の観点から、被告において、原告らが指摘する「許容限度を超える放射線被曝の危険」が存在しないことについて、具体的根拠を示し、かつ、必要な資料を提出して反証を尽くすべきであり、これがなされない場合には、上記「許容限度を超える放射線被曝の危険」の存在を推認すべきであると考え。また、上述した予防的科学訴訟と要件事実の観点から、平穩生活権に基づく請求としても、主張立証責任が転換されるべきである。

そして、被告が立証すべき「原発が安全であること」あるいは「放射線被曝の危険が存在しないこと」とは、相対的な安全性ではなく絶対的、あるいはこれに準ずる程度の極めて高度な安全性が要求されるべきである。また、上記「相当程度」の立証についても、具体的な可能性が万が一にもあり得るならば、「相当程度の立証」としては十分である、というように、緩やかに解すべきである。

また、伊方原発が電力需給の観点に照らしても全く不要な原発であること、化石エネルギーあるいは再生可能エネルギーで十分に代替することが可能であることに照らせば、安全性の立証の程度についても、安易にこれを肯定すべきではなく、十分に安全側に立った判断が求められる。

不合理極まりない従来 of 裁判例を無批判に踏襲することなく、福島第一原発

の悲惨な事故を教訓とした明確な判断を示されたい。